資料 3

第２期和泉市人権教育・啓発
推進計画
案

令和９年（2027 年）３月

和　泉　市

はじめに

＊＊＊

目　次

第１章　計画策定の背景と経緯..... 1

１　人権とは..... 1
２　世界の動き.....
３　国内の動き.....
４　和泉市の動き.....

第２章　計画の基本的な考え方.....

１　計画策定の目的と位置づけ.....
２　計画の基本理念.....
３　計画の実施期間.....
４　計画の体系.....
５　計画の指標.....

第３章　重点的に取り組む人権施策の推進.....

１　家庭・地域における人権教育・啓発の推進.....
２　学校等における人権教育・啓発の推進.....
３　職場における人権教育・啓発の推進.....

第４章　各人権課題に対する取組の方向性.....

１　課題横断的な人権課題に対する取組.....
２　各人権課題.....

第５章　推進体制.....

１　庁内推進体制.....
２　推進状況の点検・評価（行動計画）.....
３　和泉市人権擁護審議会による調査・審議.....
４　関係団体との連携.....
５　市民意識調査.....

資料編　.....

１　数値目標の一覧.....
２　用語解説.....
３　関連法令等.....
４　和泉市人権擁護に関する条例
５　和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例..
６　和泉市人権擁護審議会規則.....
７　和泉市人権擁護施策推進本部設置要綱.....
８　和泉市人権擁護審議会委員名簿.....
９　計画策定経過.....

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは

人権とは、「すべての人が生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵されることのない普遍的な権利」です。

我が国では、昭和22年（1947年）に、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法が制定されています。

国連でも、昭和23年(1948年)、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とする世界人権宣言を採択しています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

つまり、人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利等、人が生まれながらにして持っている基本的で具体的な権利であり、誰もが幸福に生きていく社会を実現するために必要なものです。

社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、現代において人権を尊重することの重要性はさらに増しています。全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる「共生社会」を実現するためには、私たち一人ひとりが人権の享有主体であることを正しく理解し、自らの権利を行使するにあたってはその責任を自覚し、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められます。

２ 世界の動き

（１）人権に関する国際的な動き

昭和23年（1948年）、国連総会で採択された「世界人権宣言」は、基本的人権の尊重を国際社会の普遍的な原則として確立した、人権保障に関する国際的な準則（共通の基準）です。さらに昭和41年（1966年）には、社会権規約と自由権規約からなる「国際人権規約」も採択されました。我が国においても、これら国際準則の精神にのっとり、人権尊重に関する諸施策が推進されています。

国際連合においては、人権教育を推進するため、平成７年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育の重要性が強調されました。その終了に伴い、平成16年（2004年）12月には、新たに「人権教育のための世界計画」を実施することが決定されました。この計画は、終了期限を設けず、５年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、令和７年（2025年）から令和11年（2029年）までは、こどもと若者に焦点を当てた第５フェーズが展開されています。

また、人権の個別課題に関しても国際的な準則の整備が進められてきました。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、人種差別を撤廃する政策をとることを主な内容としています。女性に関しては、男女の完全な平等の達成を目指し、あらゆる分野における女性への差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。児童に関しても、「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）等において国際的に権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮等の権利が宣言されました。さらに、障害のある人の人権や基本的自由を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が作成されました。

企業活動のグローバル化が進む中、企業も人権を尊重することが求められるようになり、平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会においては、人権を保護する国家の義務や企業の責任を示した「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。また、平成27年（2015年）に、国連において「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が定められた際にも、同指導原則遵守の重要性が改めて確認されています。

このほか、国際社会においては、ハンセン病に関する誤った認識に基づく差別をなくすための「ハンセン病差別撤廃決議」が、国連人権理事会や国連総会において採択されています。北朝鮮当局による人権侵害に関しては、拉致問題の即時解決を含む「北朝鮮人権状況決議」が、平成15年（2003年）以来毎年、国連において採択されています。この決議では、被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみに対し深刻な懸念を表明するとともに、全ての拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求しています。

さらに、近年の国際的な動向として、差別を受けやすい特定の属性が重複することに起因する「複合差別」の観点も指摘されており、多様性を尊重する環境づくりが国際的に求められています。

人権に関する国際的な主な動向	
昭和23年（1948年）	・「世界人権宣言」国連採択
昭和40年（1965年）	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）国連採択
昭和41年（1966年）	・「国際人権規約」国連採択 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）
昭和54年（1979年）	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）国連採択
平成元年（1989年）	・「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）国連採択
平成７年（1995年）～ 平成16年（2004年）	・「人権教育のための国連10年」展開
平成15年（2003年）	・「北朝鮮人権状況決議」国連採択（以後、毎年採択）
平成16年（2004年）	・「人権教育のための世界計画」国連採択
平成18年（2006年）	・「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）国連採択
	・「国連人権理事会」設置
平成20年（2008年）	・「ハンセン病差別撤廃決議」国連人権理事会採択
平成23年（2011年）	・「ビジネスと人権に関する指導原則」国連人権理事会で全会一致で支持
平成27年（2015年）	・「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」国連採択
令和７年（2025年）～ 令和11年（2029年）	・「人権教育のための世界計画」第５フェーズ展開

3 国内の動き

（１）人権に関する国の取組

我が国における人権教育・啓発の取組は、基本的人権の尊重を基本原理の１つとする日本国憲法の下で推進されてきました。具体的には、日本国憲法や教育基本法等の国内法、さらには国際人権諸条約の精神にのっとり、学校教育や社会教育を通じて、お互いの人権を大切にする心が育まれています。

国レベルでの取組が本格化した契機は、平成９年（1997年）に策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」です。その後、平成12年（2000年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）が施行されました。そして、この法律に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」（第一次計画）が策定されました。

しかし、第一次計画の策定以降、急速な国際化、情報化、少子高齢化の進展に伴い、我が国の人権状況は大きく様変わりしました。特に、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の深刻化、企業に人権尊重を求める「ビジネスと人権」への国際的な要請の高まり等、新たな課題が顕在化しました。こうした変化に対応するため、平成28年（2016年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年法律第68号）や「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）（平成28年法律第109号）といった個別の人権課題に関する立法措置が講じられました。

近年も、各種課題の解決に向けた法整備等の動きが次々と形になっています。令和４年（2022年）には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定されたほか、インターネット上の誹謗中傷対策として侮辱罪の法定刑を引き上げる「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）が施行されました。また、令和６年（2024年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が施行されています。

さらに、高齢化社会への対応として、認知症になっても自分らしく暮らせる社会を目指す「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）（令和5年法律第65号）が令和６年（2024年）に施行されました。また、こども施策を総合的かつ強力に推進するための「こども基本法」（令和４年法律第77号）が令和５年（2023年）４月に施行されたほか、同年６月には性的マイノリティに関する「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（理解増進法）（令和5年法律第68号）が施行されています。

そして、令和７年（2025年）４月にはインターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）（令和6年法律第25号）が施行されました。

このような国内外の情勢変化を受け、政府は人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和７年（2025年）６月に、新たな時代の要請に応える「人権教育・啓発に

関する基本計画（第二次）」を閣議決定しました。今後も、この第二次計画の趣旨を踏まえ、多様性を尊重し、全ての人がお互いの人権を大切にする共生社会の実現に向けた取組が求められています。

人権に関する国の主な動向	
平成９年（1997年）３月	・「人権擁護施策推進法」施行
７月	・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平成12年（2000年）12月	・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成14年（2002年）３月	・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成16年（2004年）７月	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
平成17年（2005年）４月	・「犯罪被害者等基本法」施行
平成18年（2006年）４月	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成20年（2008年）３月	・「人権教育の指導方法等の在り方について」取りまとめ
平成21年（2009年）４月	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
４月	・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成23年（2011年）４月	・「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する事項を基本計画に追加
平成24年（2012年）10月	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行
平成25年（2013年）９月	・「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年）１月	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）施行
平成28年（2016年）４月	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行
６月	・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行
12月	・「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行
令和４年（2022年）６月	・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」決定
７月	・「刑法等の一部を改正する法律」（ネット上の誹謗中傷対策としての侮辱罪の法定刑引上げ）施行
令和５年（2023年）４月	・「こども基本法」施行
６月	・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（理解増進法）施行
令和６年（2024年）１月	・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）施行
４月	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
令和７年（2025年）４月	・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）施行
令和７年（2025年）６月	・「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」閣議決定

（２）人権に関する大阪府の取組

大阪府においては、国連や国の動向を踏まえ、平成９年（1997年）に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定し、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に掲げました。

この理念のもと、人権施策の土台づくりを進めています。平成10年（1998年）10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成13年（2001年）３月にその理念を具体化する「大阪府人権施策推進基本方針」を定めました。さらに平成17年（2005年）３月には、「人権意識の高揚を図るための施策」の総合的な推進計画として「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。これらは社会の変化に合わせて見直されており、令和元年（2019年）10月の条例改正、令和３年（2021年）12月の基本方針変更、令和４年（2022年）９月の推進計画改定を経て、現在も府の取組の根幹を担っています。

近年は、多様化する人権課題に対応すべく、個別分野の施策を強化しています。インターネット上の人権侵害防止に向け、令和５年（2023年）10月及び令和６年（2024年）11月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を改正しました。また、女性や子どもへの支援を充実させるため、令和６年（2024年）３月に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、令和７年（2025年）３月には「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」「大阪府子ども計画」「大阪府社会的養育推進計画」を相次いで策定しました。あわせて、差別の未然防止に向けて令和７年（2025年）３月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」、同年４月に「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を改訂する等、具体的な対策を積極的に展開しています。

4 和泉市の動き

和泉市においては、平成９年（1997年）に、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もってすべての市民が誇りと期待をもってお互いを尊重し合いながら豊かさを共有する和泉市を実現するため「和泉市人権擁護に関する条例」を施行しました。

また、国連や国の動き等を受けて、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連和泉市行動計画」、平成19年（2007年）に「和泉市人権教育のための新計画」を策定し、多様な学習の場を提供しながら総合的な人権教育を推進してきました。

「和泉市人権教育のための新計画」が平成28年（2016年）度で終了したことを受け、市はこれまでの成果を踏まえたうえで、「被差別当事者」に焦点をあてた人権教育から、「あらゆる場所で」「すべての人の人権」を視野に入れた普遍的な人権意識の高揚を図るための人権教育へと発展・定着させるべく、新たな計画策定に着手しました。そして「人権問題に関する市民アンケート調査」の結果を踏まえた「人権擁護審議会」からの答申やパブリックコメント等を通じて市民の意見を反映し、平成29年（2017年）12月に「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

令和４年（2022年）には、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての市民を保護し、次世代に豊かな社会を継承するため「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が議員提出議案として市議会へ提案され制定、施行されました。

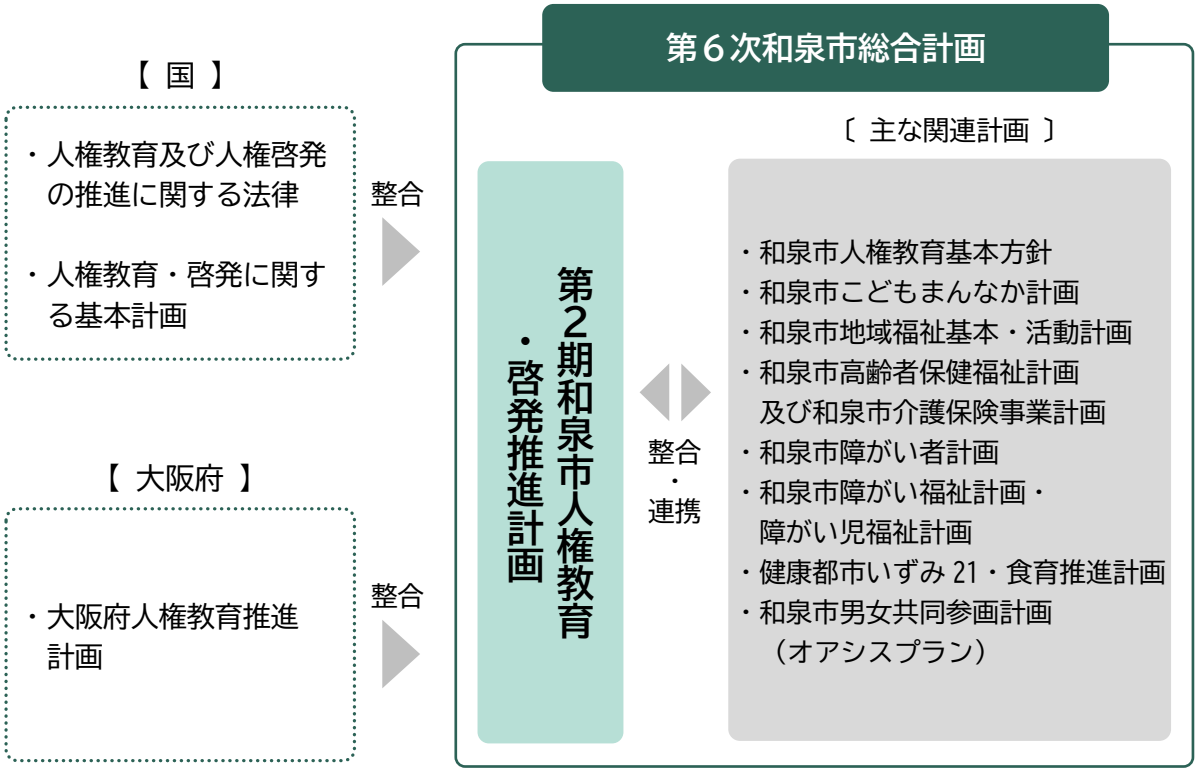
平成29年（2017年）12月に策定した「和泉市人権教育・啓発推進計画」が令和８年度（2026年度）末をもって終了することから、和泉市ではこれまでの成果を踏まえ、普遍的な人権意識の高揚を図るべく今後も引き続いて人権教育・啓発を計画的に推進していくため、新たに本計画を策定しました。本計画のもと、一人ひとりが尊重される「人権と多様性を尊重するまちづくり」に向けた総合的な取組みを今後も推進していきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第５条の規定に基づき策定するものであり、「第６次和泉市総合計画」の基本目標「安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現」における施策８「人権と多様性を尊重するまちづくり」の施策の方針で「誰もが差別なく、お互いの人権や多様性を尊重しあえるよう、引き続き人権施策や男女共同参画施策、教育・啓発、相談に取り組みます」「市・関係機関・事業者・地域等が連携して、支援が必要な人と支援をつなぎ、地域共生社会の実現に取り組みます」とあり、それを実現するための計画です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義しています。市の責務として、本計画に基づき、人権教育及び人権啓発の推進に関する必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとします。



2 計画の基本理念

誰もが心身ともに健康で、人権が尊重され、安心して自分らしく活躍できるまちを実現するためには、誰もがそれぞれの個性を輝かせ、性別や年齢、背景に関わらず互いに尊重し合うことが大切です。

本市では、こうしたことを踏まえ、「第６次和泉市総合計画」の基本目標「安心して自分らしく過ごすことができるまちの実現」において、施策８として「人権と多様性を尊重するまちづくり」を位置づけました。

本計画においてもこれと連動し、基本理念を新たに「人権と多様性を尊重するまちづくり」と定めて施策を推進します。

【 基 本 理 念 】

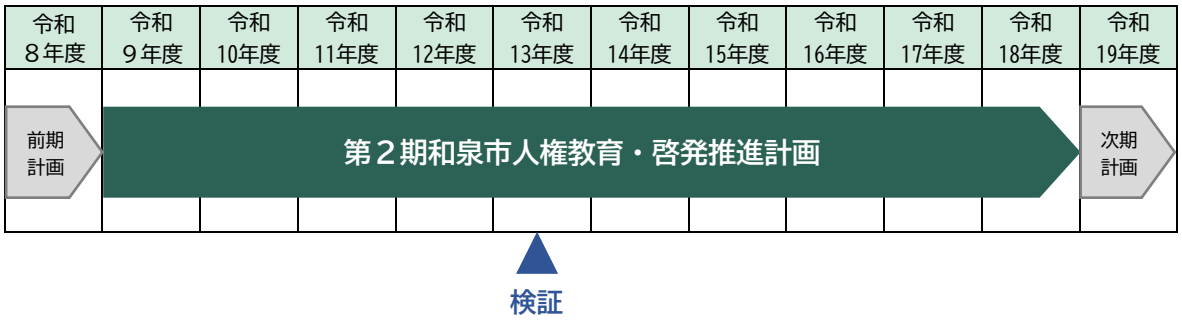
人権と多様性を尊重するまちづくり

3 計画の実施期間

本計画の期間は、令和９年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）を期間とします。

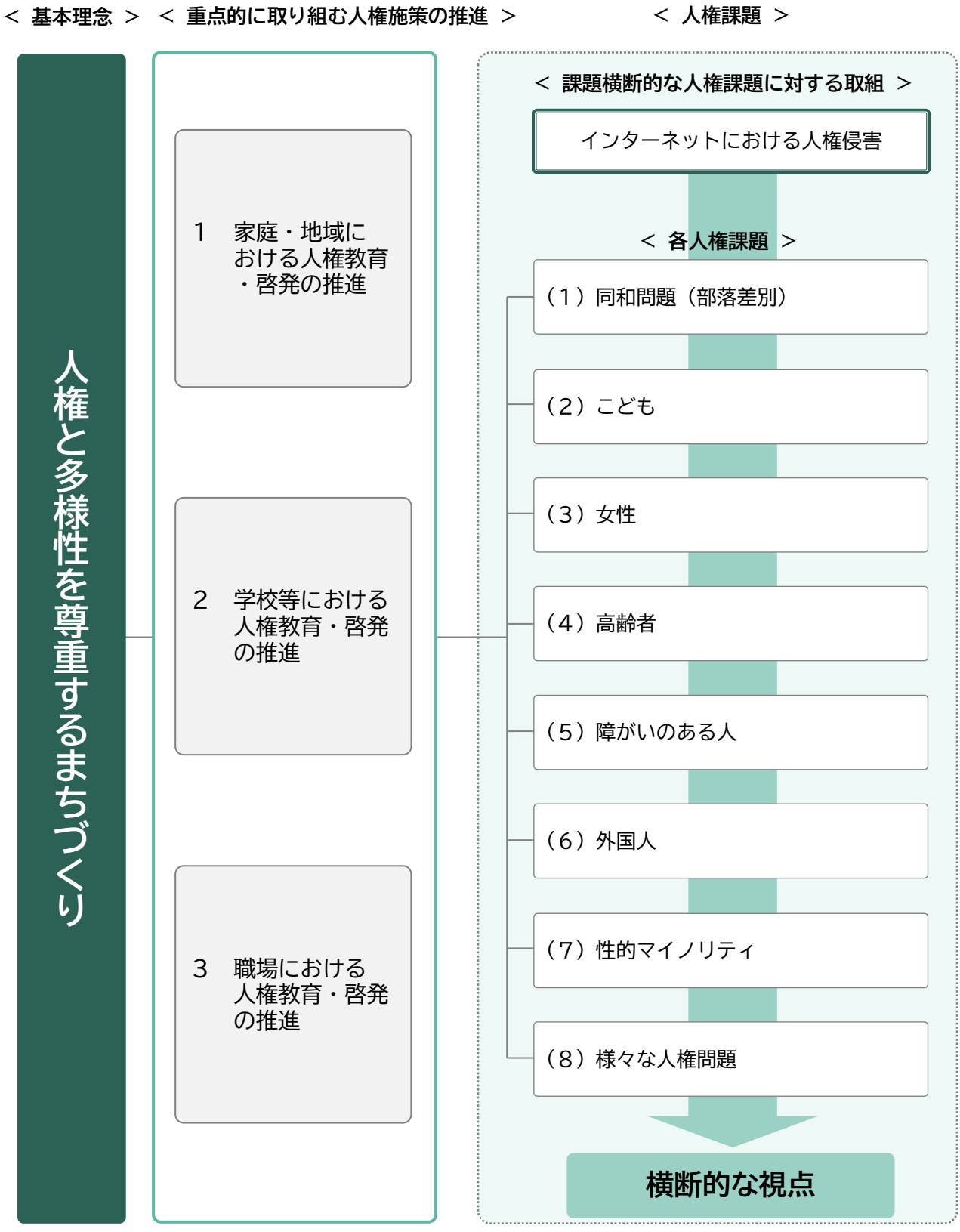
事業の検証等を行うとともに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて、中間年の令和13年度（2031年度）に本計画についての検証を行います。

計画期間



4 計画の体系

本計画は、基本理念「人権と多様性を尊重するまちづくり」のもとに、「重点的に取り組む人権施策の推進」と「課題横断的な視点」を踏まえ８項目の課題への取組を展開します。



5 計画の指標

本計画では、取組の成果を評価するため、評価指標と目標値を設定しています。

なお、指標については、第６次和泉市総合計画と整合性を図るものとしますが、総合計画の目標値が令和15（2033）年度に設定されていることから、本計画の目標年次に合わせ令和18（2036）年度とします。

評価指標	現状値	目標値
人権や文化が尊重されるまちづくりが進んでいると思う市民の割合【第６次総合計画より】	28.5% 令和６年度(2024年度)	42.2%※ 令和18年度(2036年度)

※第６次和泉市総合計画では、令和15（2033）年を最終年度としており、目標値を39.0%としています。
現状値から目標値の伸び率を単年で算出し、令和15（2033）年から令和18(2036)年の３年間分を上乗せしています。

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

現状と課題

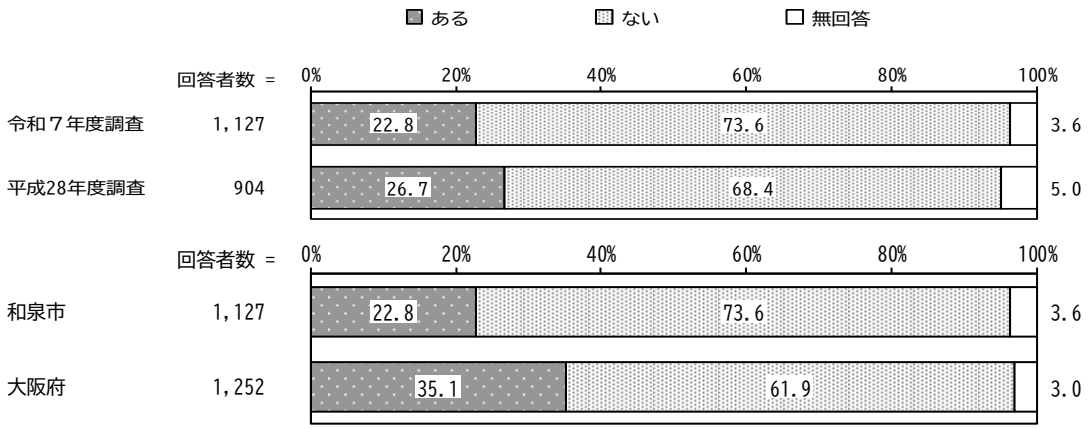
生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、社会の基礎的単位である家庭や身近な地域は重要な役割を持っています。同時に、こどもの虐待やＤＶ、介護や障がいのある人の支援不足といった家庭問題や、住まいや就職・結婚等における差別や偏見が依然として存在しています。生活の基点である家庭や地域で一人ひとりの人権が守られることは、人権尊重のまちづくりの基礎といえます。

市民アンケート調査によると、最近５年間に人権上問題と思われる言動を見聞きした割合は22.8%です。内容は「セクハラ・パワハラ」が21.0%、「女性」に関する「あらぬ噂、悪口、かげ口」が10.5%と多く、およそ５人に１人が身近な人権問題に遭遇しています。また、発生場所は「地域社会」の割合が減少する一方、「職場」や「インターネット」が増加しており、問題が見られる場所の多様化が進んでいます。

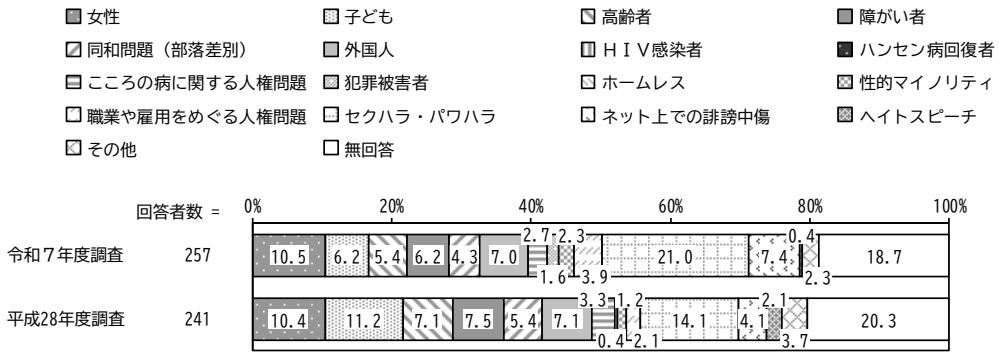
こうした現状から、今後も各種啓発の充実や情報の周知を図り、家庭と地域における人権意識の更なる向上を図ることが必要です。特に、女性や障がい等の属性が重なり被害が深刻化する「複合差別」への認識を深め、困難を抱える人を孤立させず支え合える地域づくりが求められます。また、こどもの主体性を尊重する意識を高め、虐待等の人権侵害の未然防止と早期発見・対応の体制整備を進めることが重要です。

調査結果

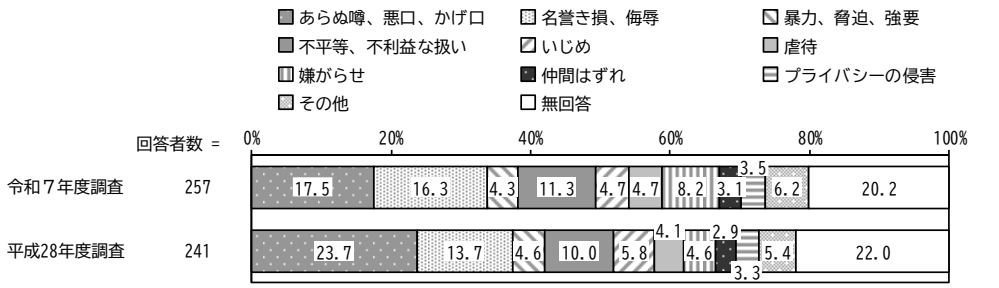
最近５年間の身の周りの人権侵害について



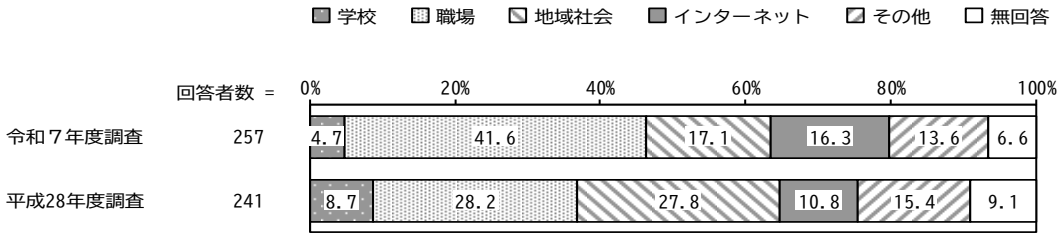
どのような人権問題であったか



具体的な内容



見聞きした場所



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

数値目標

項目	現状値	目標値
「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」と思う市民の割合	60.6%	70.0%

取組の方向性

（１）家庭における人権教育･啓発の推進

・ 豊かな情操や自他の尊厳を尊重する心、生命を大切にする心、善悪の判断等の人間形成の基礎を育む上で幼児期から重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭における人権教育・啓発を行います。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないこと等を日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような学習機会や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談支援を実施します。

（２）地域における人権尊重の環境づくり

・ 女性、高齢者、障がい者等の差別を受けやすい特定の属性が存在し、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとされているため、救済にたどり着かないこと等、被害の深刻化が懸念されます。このことから、様々な属性の人々についての正しい理解を広める啓発を行います。

・ こども食堂等の地域資源と連携した食の支援や居場所づくり、見守りを通じて、子育て家庭等支援が必要な人が地域で孤立しない環境づくりを進めます。さらに、「第2次 いのち支える 和泉市自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携しながら、自殺の要因の一つである孤立を防ぐための身近な相談体制の充実や、地域の支え合いネットワークの構築による見守り体制の強化に努めます。

・ 市民が人権に関する基本的な知識を習得し、豊かな人権感覚を身につけることができるように、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図ります。また、隣保館、公共施設等を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。また、市民が人権尊重の理念をより身近に感じ、主体的に学ぶ機会を創出するため、多様な視点からの啓発イベント（講演会、演奏会、映画会等）を実施します。これと並行して、地域の人権教育を推進するNPO、ボランティア団体、事業者等が行う自主的な研修・啓発活動に対し、積極的に情報提供や支援を行うこと

で、地域全体の人権意識の向上を図ります。これにより、家庭、地域社会、事業所等、あらゆる場において人権が尊重される環境を醸成し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 学校等における人権教育・啓発の推進

現状と課題

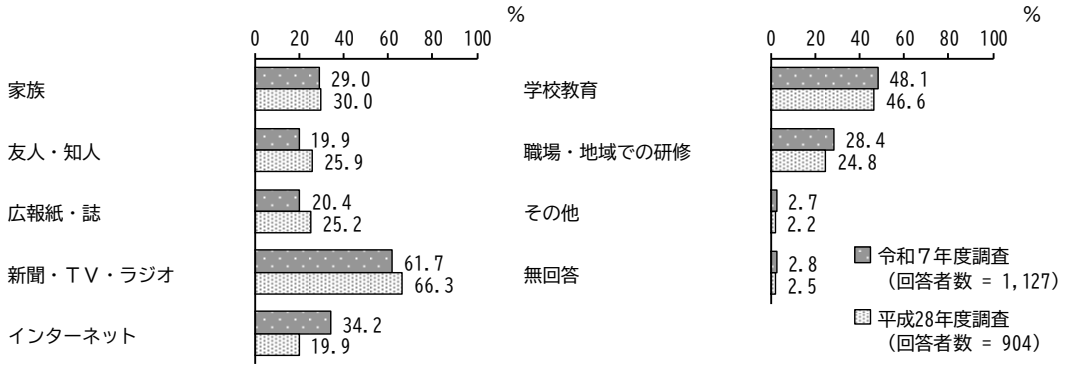
人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校、保育所等における教育・保育は大変重要です。また、学校等におけるいじめや体罰に加え、近年はＳＮＳ等を利用したネットいじめ等、こどもに対する重大な人権侵害が多様化し課題となっています。

市民アンケート調査によると、人権問題についての情報や知識を「学校教育」で知った割合は48.1%です。その内訳は「中学校」が66.4%と最も高く、次いで「小学校」が62.2%となっており、過去調査より増加していることから、学校教育の重要性が一層高まっています。また、こどもの人権問題として「いじめを行う」が81.0%、「教師が体罰を加える」が53.7%となっており、問題視する割合が高く、体罰を許さない認識も大きく広がっています。

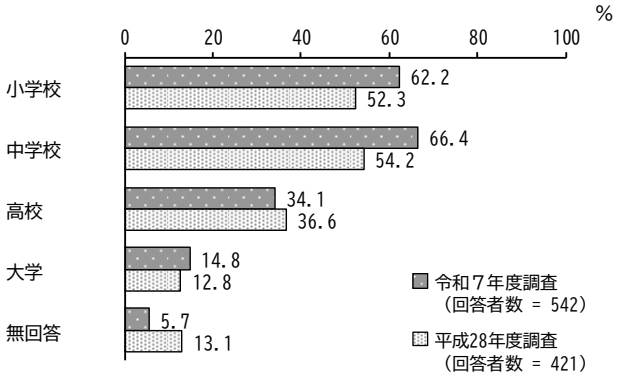
今後も学校等で人権教育を進めていくとともに、こどもを自ら権利を持つ「権利の享有主体」として捉える普及・啓発が必要です。あわせて、いじめや体罰等の未然防止・早期対応の体制を整備し、ネット社会においても加害者や被害者にならないために、情報モラル教育等、人権侵害を許さない意識を高める取組が重要です。

調査結果

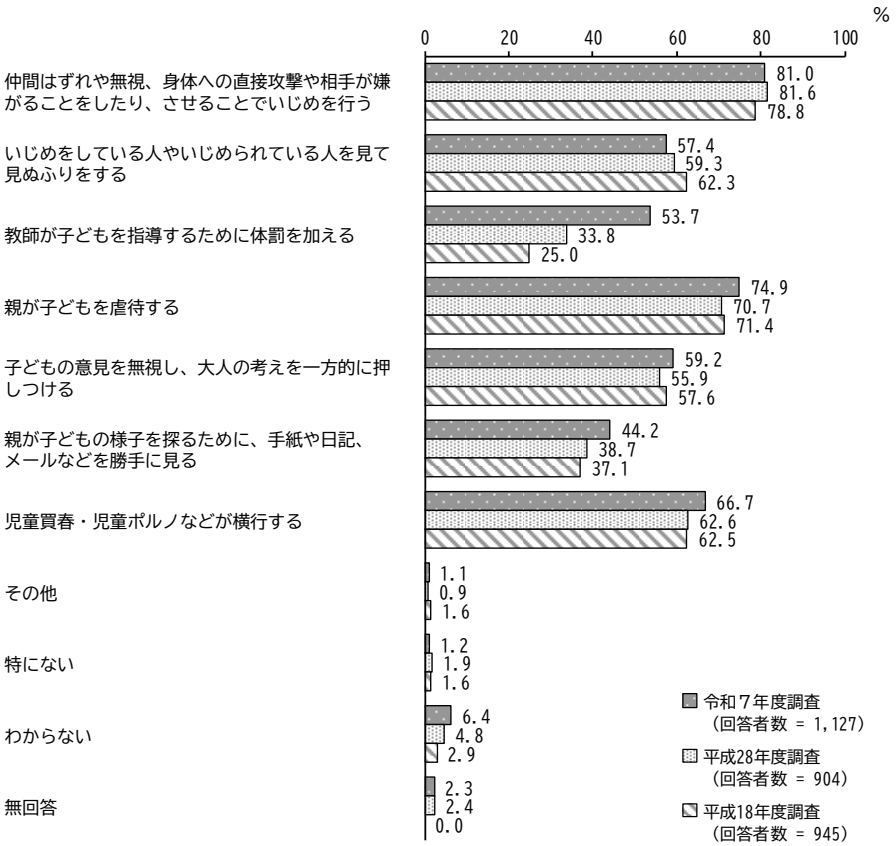
人権問題についての情報や知識の入手経路



人権問題について知った学校



こどもの人権問題に関する意識



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

数値目標

項目	現状値	目標値
こどもの人権に関する内容を含む人権教育推進計画を作成し、それに基づき教育活動を推進した学校数	全校実施	全校実施

取組の方向性

（１）あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

- 生命の尊さや他人への思いやりを持ち、人権を尊重する心豊かなこどもたちを育てるため、各学校において「人権教育推進計画」を作成し、それに基づいた教育活動を展開します。学校教育全体を通して人権についての理解を深め、知識の習得だけでなく実際の行動につなげることで、１人ひとりのこどもが尊重される人権教育を推進します。
- こどもを自ら権利を持つ「権利の享有主体」として捉える普及・啓発を行います。また、ＳＮＳ等を利用したネットいじめ等の多様化する人権侵害に対応し、加害者にも被害者にもならないための情報モラル教育等に取り組みます。

3 職場における人権教育・啓発の推進

現状と課題

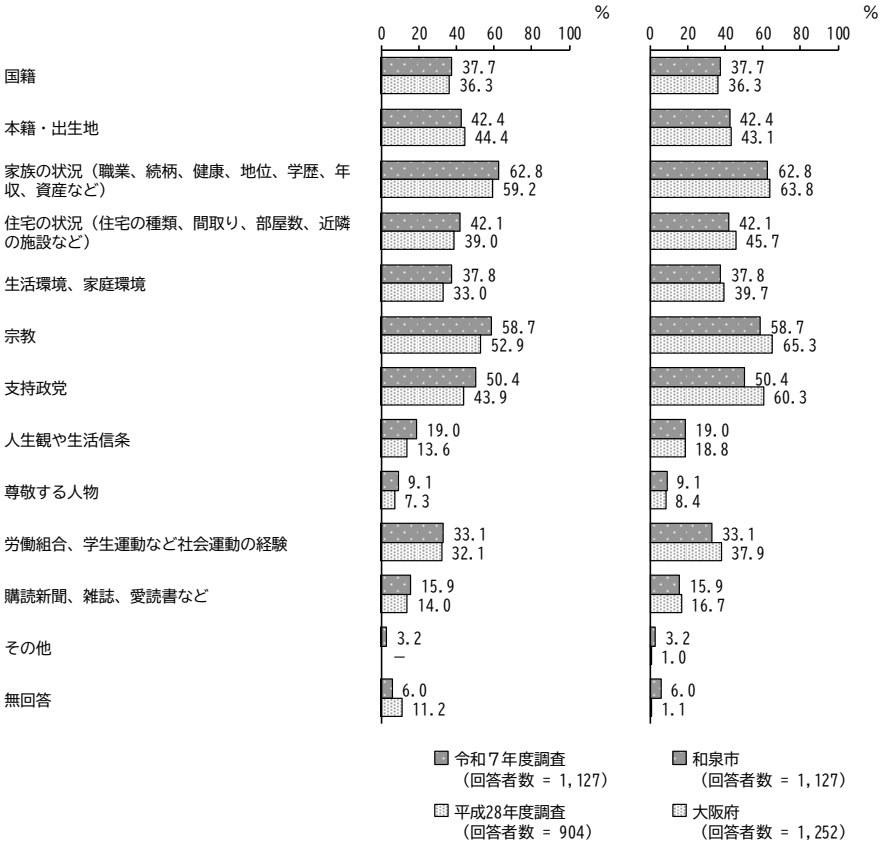
働くことは、１人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利です。企業等の事業所は、その活動を通じて家庭や地域と深い関わりを持っており、職場生活全般において人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の向上を図ることが大切です。近年では、サプライチェーン全体を含めた企業の「ビジネスと人権」の視点が国際的にも強く求められています。

市民アンケート調査によると、採用面接で人権上問題があると思う質問は、「家族の状況」が62.8%と最も高く、次いで「宗教」が58.7%となっています。過去調査と比較して「宗教」や「支持政党」等の割合が増加している等、就職における差別問題への意識が高まっています。また、現在問題となっている職場の人権課題としては、「パワー・ハラスメント」が53.1%と最も高く、次いで「長時間労働」が44.8%、「セクシュアル・ハラスメント」が39.7%と上位に挙がっており、働く環境の改善が急務となっています。

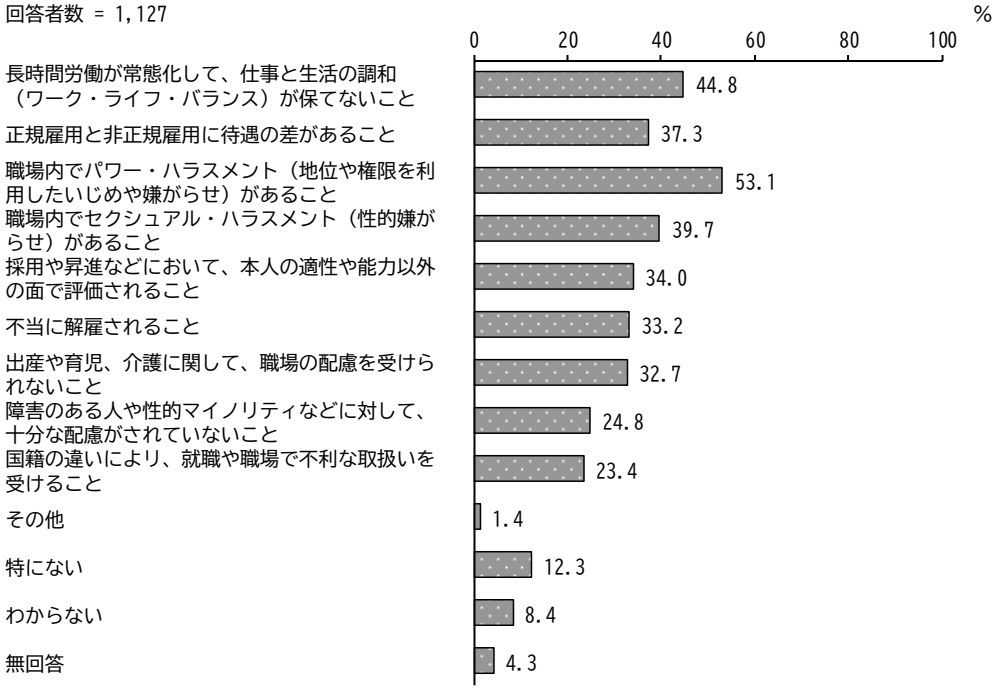
今後、人権侵害の未然防止・早期対応の体制整備や教育・啓発の充実を図り、職場の人権意識を高めることが必要です。各種ハラスメントの防止や、性別・出自等によらない均等な機会の確保を推進するとともに、「ビジネスと人権」の視点から企業の人権尊重に向けた取組を支援し、多様な事情を持つ人が働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

調査結果

採用面接で人権上問題があると思うか



職場における人権課題



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

数値目標

項目	現状値	目標値
職場で人権侵害と思われる言動を見聞きした人の割合	50.0%	25.0%

取組の方向性

（１）企業等における人権教育・啓発の充実

・ 企業等には、法令遵守に加え、サプライチェーン全体を含めた「ビジネスと人権」の視点が求められています。人権問題解決の社会的責任を果たす企業の主体的な取組に対し、情報提供や支援を行うことで、人権意識の向上を図ります。

・ 企業を含めた民間団体等が人権教育・啓発の実施主体として行う自主的な研修・啓発活動に対し、積極的に情報提供や支援を行います。また、人権教育・啓発の各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、企業人権協議会等と相互に連携協力を行います。

（2）雇用の機会均等の確保

・ 労働関係法令を遵守し、男女間の賃金差異や女性の職業選択に関する情報の公表等を通じて、性別や出自等による格差の課題を明確にします。これを踏まえ、賃金や昇進等の格差解消を図り、公正な採用をはじめ、誰もが個人の能力を十分に発揮できる均等な雇用環境と快適な職場づくりを推進します。

（3）働きやすい職場づくり

・ 各種ハラスメントや性別等による不当な差別のない働きやすい職場環境づくりのため、啓発を行います。また、安心して相談できる窓口の周知や情報提供を行います。

（4）特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

・ 市職員や教育・福祉・医療・消防関係者等、人権に関わりが深い職業の従事者には、より高い人権意識が求められます。特定の職業に従事する者の人権教育・啓発の充実に努めます。

第4章 各人権課題に対する取組の方向性

1 課題横断的な人権課題に対する取組

インターネットにおける人権侵害

現状と課題

インターネットの普及によって、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集・処理・発信できるようになり、生活の利便性が向上しました。一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、人権に関わる問題が増加しています。特に、拡散力の高いＳＮＳの登場により、問題はさらに深刻化しています。

近年では、「コミュニティサイト」を通じたこどもの性的被害が増加していることに加え、インターネット上におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントといったハラスメント行為のほか、外国人や障がい者等に関する差別的な書き込みも、深刻な社会問題となっています。

また、令和４年（2022年）７月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」による侮辱罪の法定刑の引上げや、令和７年（2025年）４月に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備が行われました。

市民アンケート調査によると、現在、インターネットに関して見られる人権侵害や問題等について、「フェイクニュース（真実ではない情報）や不正確な情報が拡散されること」があると思う割合が高くなっています。また、インターネット上で人権侵害と思われる書き込みやホームページを「見たことがない」割合は40.5%であるものの、平成28年度（2016年度）調査から「よく見る」「見たことがある」割合が増加しており、特に若い世代ほどその傾向が強くなっています。

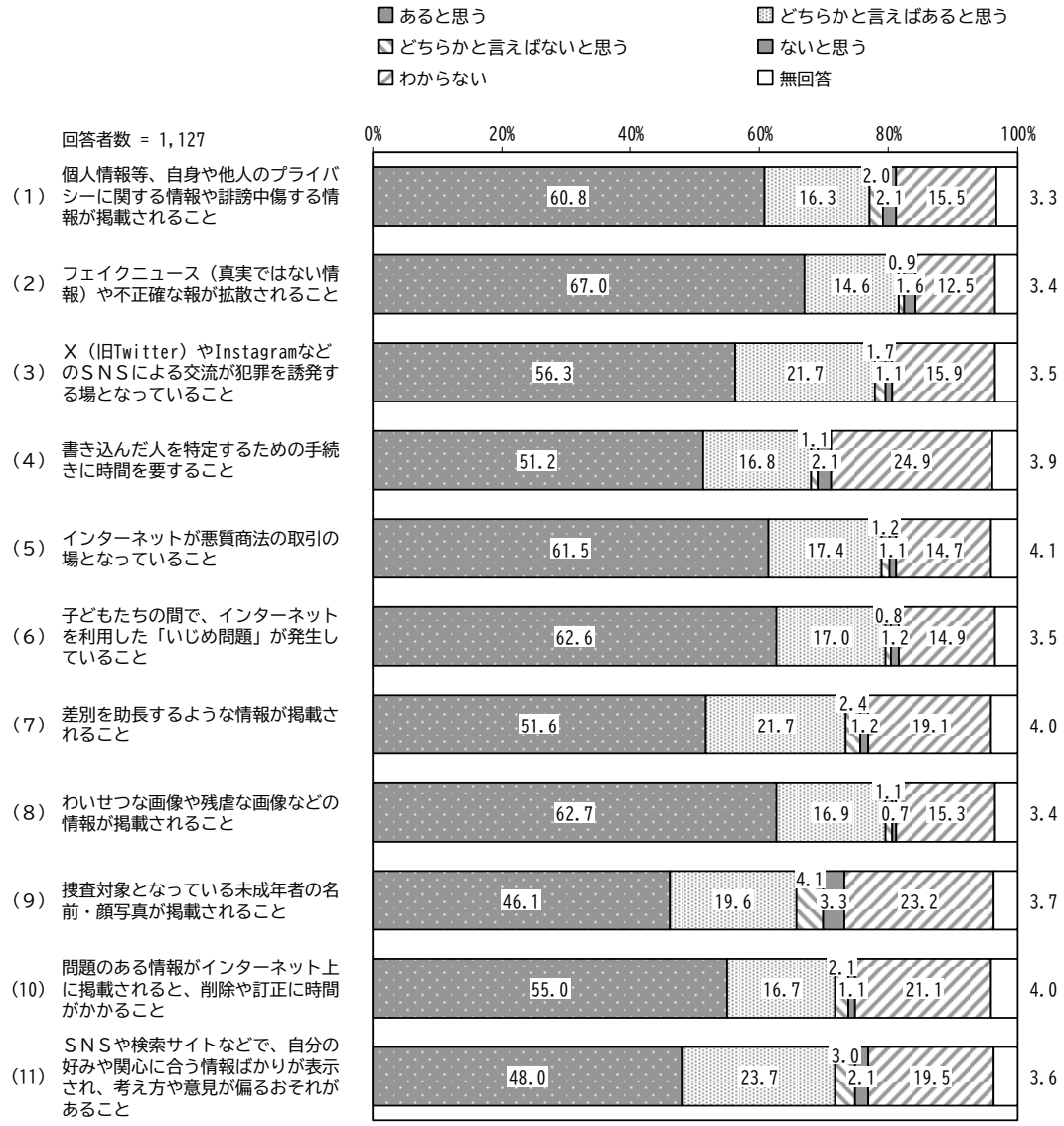
また、そのようなページを見た際の対応としては、「そのようなページは、無視する」の割合が66.7%と大半を占めています。さらに、「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について「知らない」と答える割合が71.1%と高く、特に年代が下がるほどその傾向がみられることから、若年層に向けた条例の周知が大きな課題となっています。

インターネット上の人権侵害やプライバシー保護に関する問題に対し、被害時の相談・支援体制の拡充や窓口の周知を図るとともに、ネットモラルやＳＮＳ利用時の注意点について啓発活動を行うことが必要です。そして、加害者にも被害者にもならないための教育や、市民一人ひとりが情報発信者としての責任や情報に対する意識を高めるための学習機会の充実が必要です。

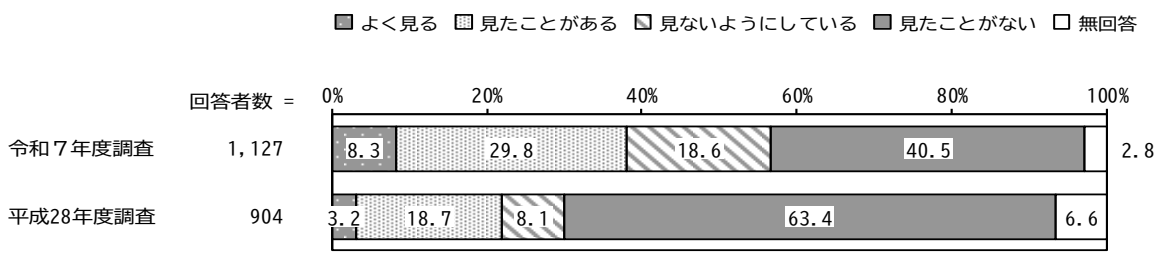
インターネットにおける人権侵害は、同和問題（部落差別）、こども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ、そして様々な人権問題といった、「各人権課題」のすべての項目に横断的にかかわる重要な課題です。そのため、特定の人権分野にとどまらず、各分野の施策と密接に連携を図りながら、インターネット上の人権侵害の防止に向けた包括的な取組を推進していく必要があります。

調査結果

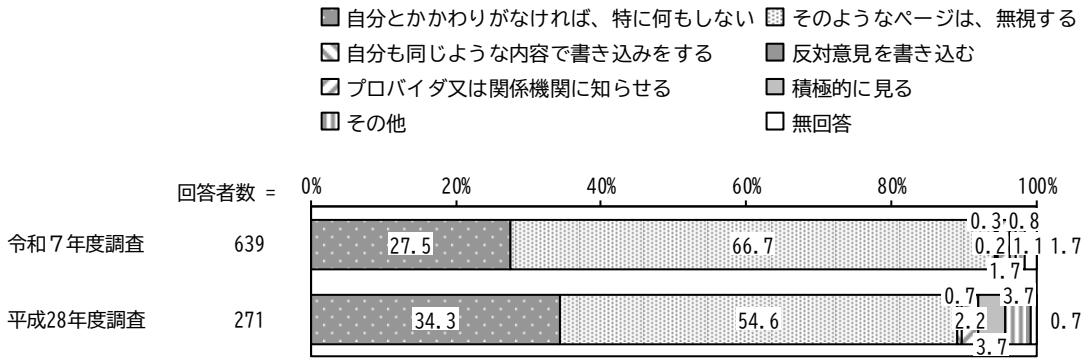
インターネットに関して、人権侵害や問題等があると思うか



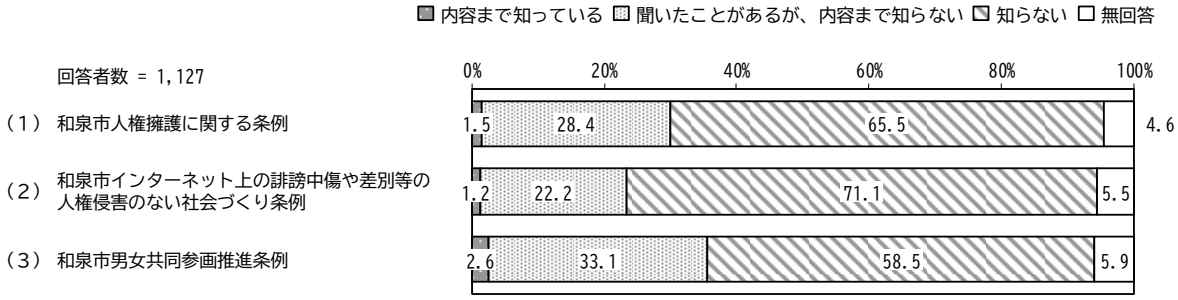
インターネット上で、人権侵害と思われるような内容のページを見たことの有無



ページを見たとき、どのようにするか



条例の認知度



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（１）啓発の推進

- 若年層における条例の認知度が低いという課題を踏まえ、「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の積極的な周知を図るとともに、個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を広めていくための啓発を推進します。
- インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進します。

（２）相談・支援等

- インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、市民からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行います。また、生成 AI 等を活用した新たな相談体制の検討を行います
- インターネット上の人権侵害の実態把握に努めるとともに事案を認知した場合には、地方法務局等の関係機関と連携をとりながら、プロバイダ等にその情報の削除を求める等して適切な解決を図ります。
- 第三者による戸籍謄本や住民票の不正請求の抑止・早期発見のための本人通知制度の周知を行います。

2 各人権課題

（１）同和問題（部落差別）

現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題です。昭和40年（1965年）に出された同和対策審議会答申は、同和問題（部落差別）は日本国憲法によって保証された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に、国民的課題であるという認識を示しました。

国では、この問題の早期解決をめざして、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を施行し、生活環境の改善や啓発活動を柱とする諸施策を30年余りにわたって実施しました。その後、平成14年（2002年）に特別措置法終了後も、残された課題の解決に向け、関係部署で連携を図りながら、一般対策の施策を運用してさまざまな施策に取り組んできました。そして、平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、相談体制の充実、教育や啓発を国の責務として定め、地方公共団体には地域の実情に応じた施策を講じることが求められています。

市民アンケート調査によると、就職や結婚の場面における同和問題（部落差別）の差別認識について、就職において「差別はある」とする割合が31.2%、結婚において「差別はある」とする割合が46.6%となっており、依然として差別が存在するという認識が見られます。一方で、子どもが同和地区の人と結婚しようとした場合、親として「賛成する」割合が47.1%を占め、親戚の態度も含めて「反対する」割合は過去調査から減少傾向にある等、これまでの啓発事業による変化もみられます。

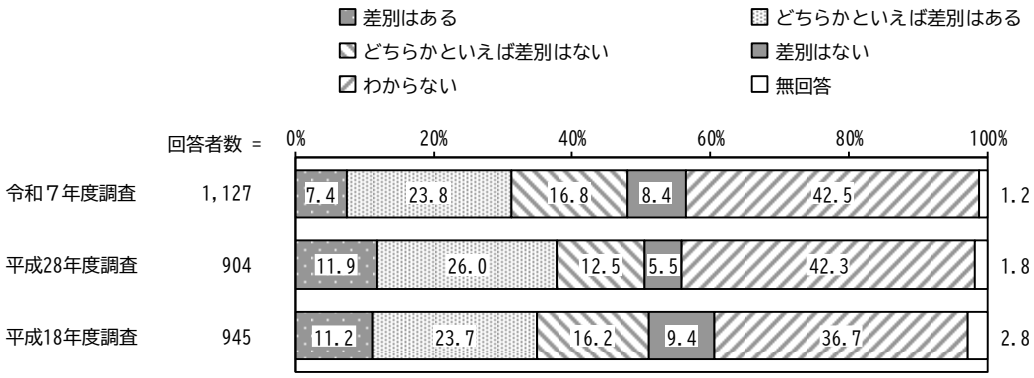
また、現在見られる人権侵害としては、「インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること」や「インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真等が掲載されること」があると思う割合が高くなっています。さらに、同和問題（部落差別）に関する意見において「わからない」とする割合が過去の調査から上昇しており、問題の実態が掴みにくく、市民の意識の中でリアリティが薄れている可能性が示唆されています。

市民の同和問題（部落差別）に関する無関心や誤った認識、偏見をなくすため、人権教育及び人権啓発の取組をすすめ、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）の周知や、市民一人ひとりが正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない差別のない社会をめざしていく必要があります。特に若い世代への啓発や、インターネット上の誹謗中傷、結婚・就職差別等の残された課題に適切に対応し、これまでの啓発等の取組を継続し、地域全体で差別や偏見を許さない意識の醸成を図ることが必要です。

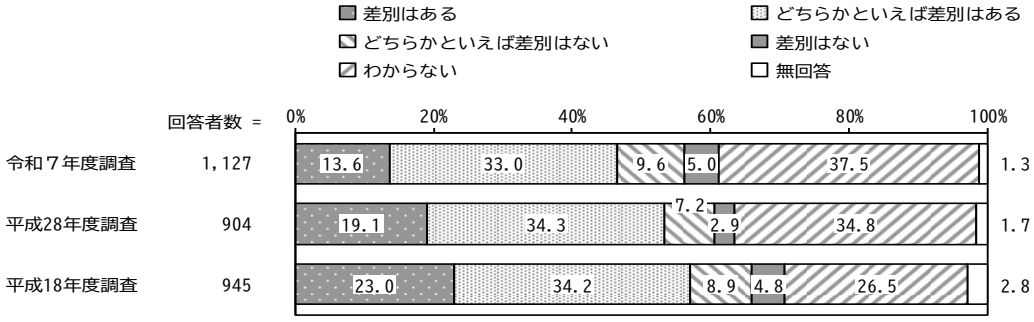
調査結果

同和問題（部落差別）に関連する人権問題がどの程度あると思うか

（１）就職において

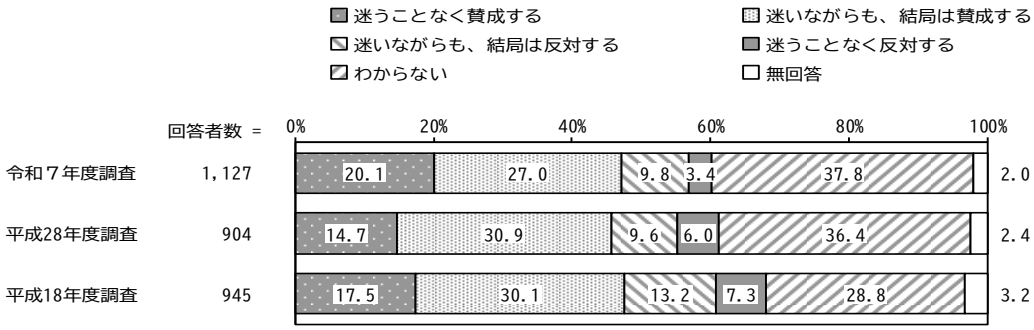


（２）結婚において

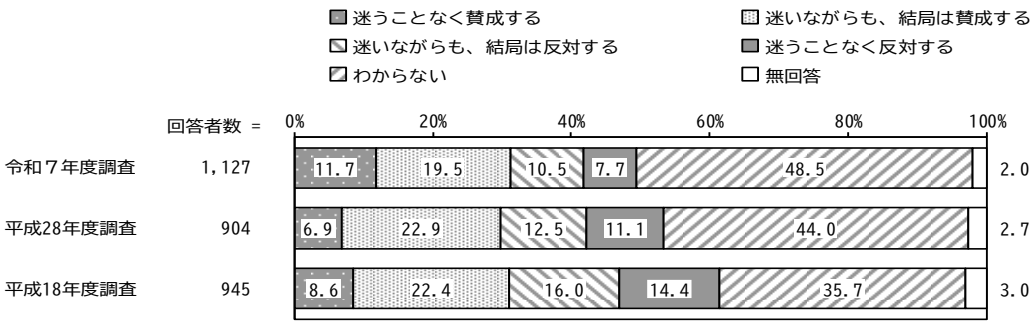


こどもに対してとる態度について

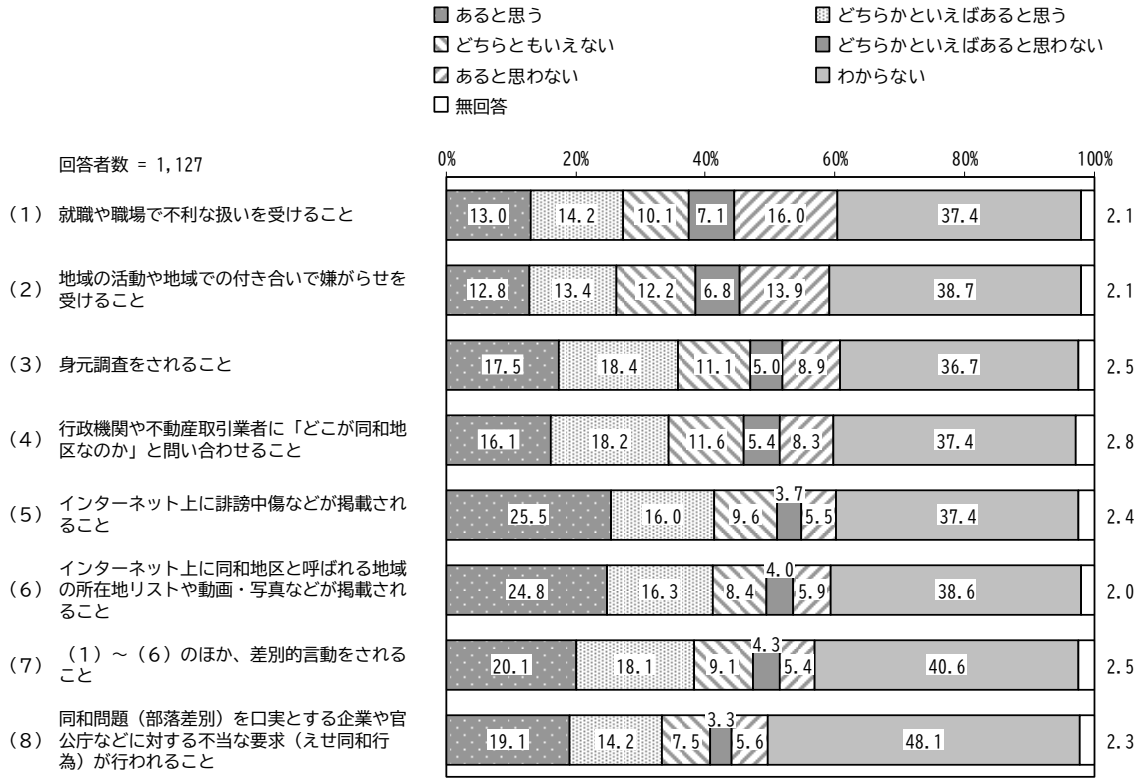
（１）あなたが親として子どもに対してとる態度



（２）あなたの親戚があなたやあなたの子どもに対してとると思われる態度



同和問題（部落差別）に関して、人権侵害や問題等があると思うか



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（１）人権教育の推進

- 隣保館、市内公共施設等において、同和問題（部落差別）をはじめ、様々な人権課題に関する学習機会を提供します。また、学校、地域、各種団体、事業者等、あらゆる場や機会を捉え、多様な年齢層の方々に対し、人権教育・啓発に取り組みます。特に、若年層においては、同和問題（部落差別）の現代における実態や背景が理解されにくくなっている現状を踏まえ、若い世代が正しい知識と深い理解を習得できるような取組を推進します。
- 市職員、教職員等に対する人権研修や啓発を行い、同和問題（部落差別）に対する理解促進を図ります。
- 社会教育では、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、市内社会教育施設等において実施する人権啓発の視点に関わる事業の充実を図ります。

（２）啓発の推進

- 結婚に関する意識の前向きな変化等、これまでの啓発事業の効果がみられることから、引き続き同和問題（部落差別）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するために、効果的な啓発活動に努めます。
- 広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布等様々な手法により、効果的な啓発活動に努めます。
- 地域をはじめ企業や公共性の高い組織等を対象に、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

（３）「えせ同和行為」の排除

- 官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為をし、結果的に同和問題（部落差別）の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識の共有を図ります。また、適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレット等を活用した具体的な啓発を図ります。

（４）相談・支援・救済体制の充実

- 隣保館等で市が実施する人権相談において適切な支援を行います。
- インターネットのモニタリングを実施し、同和問題（部落差別）や人権侵害につながる恐れのある差別的な書き込みを調査し、地方法務局等の関係機関と連携をとりながら、プロバイダ等にその情報の削除要請を行います。

（２）こども

現状と課題

国連では、昭和34年（1959年）に「児童の権利に関する宣言」を採択し、平成元年（1989年）に「子どもの権利条約」を採択しました。この条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの基本的権利をこどもに認め、特別な保護や援助を受ける権利を定めています。日本は平成６年（1994年）にこれを批准しました。

国内では、平成６年（1994年）12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、平成11年（1999年）12月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）、平成17年（2005年）に「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」（新新エンゼルプラン）が策定され、少子化対策と育児環境の整備が進められてきました。

また、平成15年（2003年）には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成22年（2010年）に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。その後、平成24年（2012年）には「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連３法」が制定され、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざした「子ども・子育て支援新制度」への取組が進められています。

児童福祉分野では、平成28年（2016年）に「児童福祉法」が改正され、児童虐待対策の強化が目的とされ、市町村や児童相談所の体制整備が明記されました。また、いじめや貧困への対策として、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年（2014年）に『子どもの貧困対策の推進に関する法律』が施行され、その後、令和6年（2024年）の改正により、現在は『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』として、こどもの貧困の解消に向けた対策が推進されています。

さらに、令和５年（2023年）にはこどもの権利を保障する「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が設置されました。同年12月には、こどもが安心して暮らせる社会をめざした「こども大綱」が閣議決定されました。

本市では、「和泉市こどもまんなか計画」を策定し、こどもたちが尊重され、健やかに育つまちをめざし、こどもが生まれる前から大人に成長するまで、こどもや家庭への切れ目ない支援体制や、貧困・児童虐待等への予防的支援体制の充実を図っています。

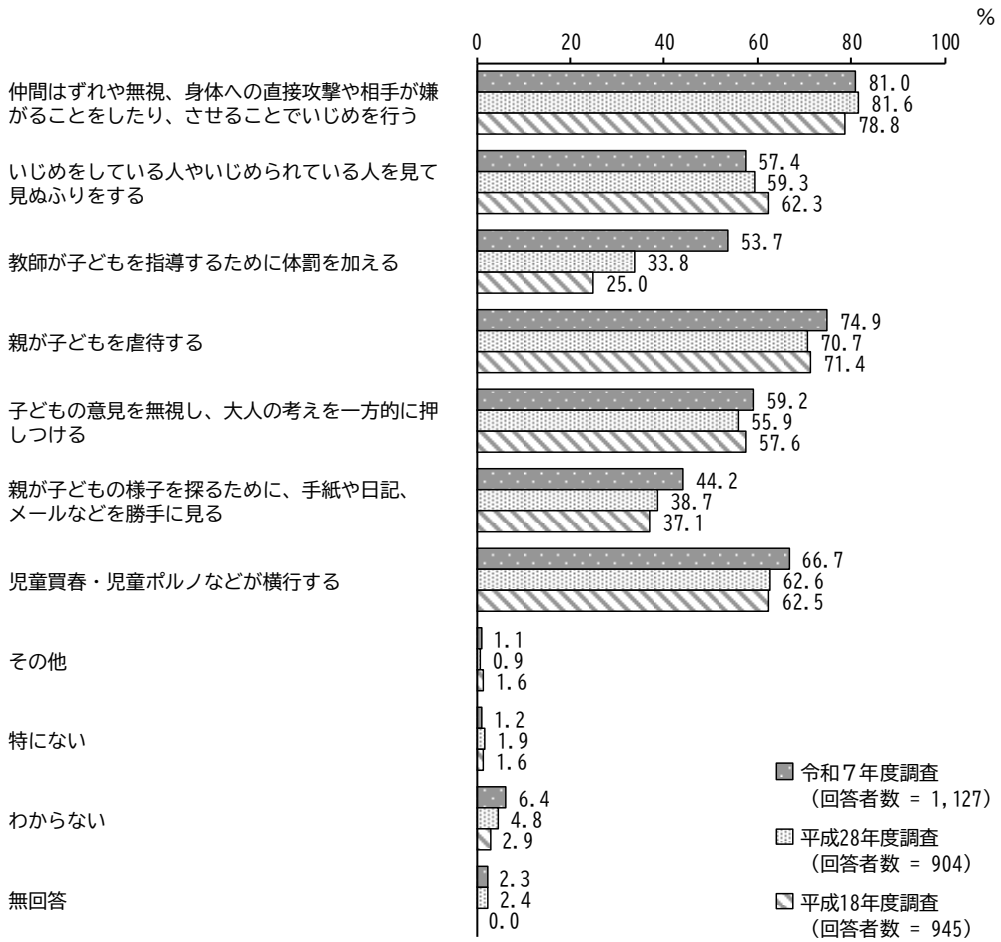
市民アンケート調査の結果では、こどもに関する事柄で人権尊重の観点から見て問題があると思うことについて、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させることでいじめを行う」の割合が81.0%と最も高くなっており、次いで「親が子どもを虐待する」の割合が74.9%、「児童買春・児童ポルノ等が横行する」の割合が66.7%となっています。

また、こどもの人権を守るために必要なことについて、「悩みのある子どものための人権相談所や電話相談、カウンセリングを充実する」の割合が63.5%と最も高くなっており、次いで「児童買春・児童ポルノ等の取り締まりを強化する」の割合が56.9%、「いじめや非行、虐待の早期発見やその予防策強化に努める」の割合が56.8%となっています。

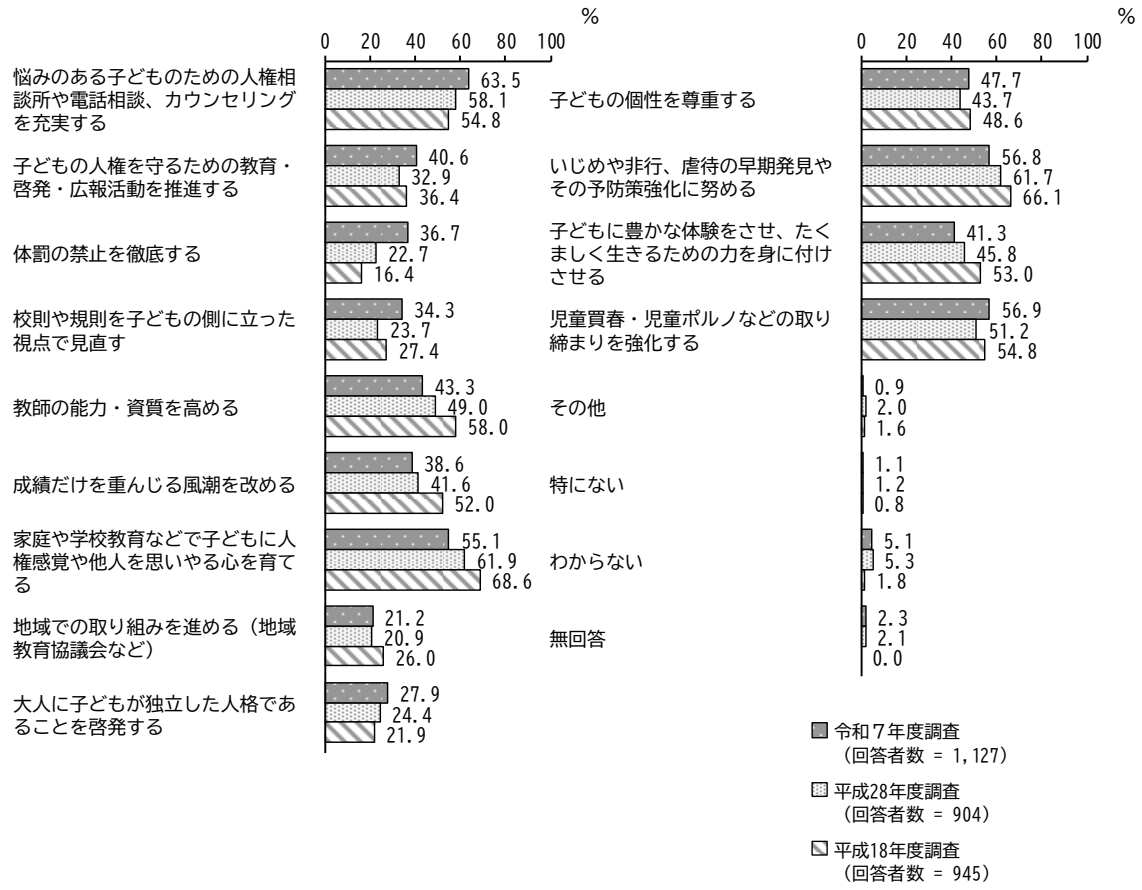
こどもの人権問題については、「いじめ」や「虐待」を問題視する声が多く、解決には悩みのある子どものための相談体制やカウンセリングの充実が求められています。また、こどもを単なる保護の対象から一歩進め、自ら権利を持つ「権利の享有主体」と位置づけて実感させる教育・啓発への転換が重要となります。

調査結果

子どもに関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと



子どもの人権を守るために必要なこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（1）　こどもの人権を尊重する意識啓発

・ こども基本法や児童福祉法の理念を踏まえ、こどもを単なる保護の対象から一歩進め、自ら権利を持つ『権利の享有主体』であることについて普及・啓発を図っていきます。
・ また、こどもに関わる人がこどもの権利を守る認識を深めるよう啓発を行います。

（2）児童虐待防止への取組

・ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、市民への知識の普及、虐待の早期発見への協力の働きかけを行うとともに、和泉市こどもまんなかセンターを中心としたこども家庭相談の充実・強化を図ります。
・ 児童虐待の早期発見、早期対応、適切な援助及び発生防止のため、学校・地域・関係機関・団体等との連携を強化し、要保護児童とその家族への保護・支援・相談等の対策を充実するよう努めます。

（3）いじめや不登校等への対応

・ 仲間はずれや無視、身体への直接攻撃等のいじめを問題視する声が多いことから、悩みのある子どものための人権相談所や電話相談、カウンセリング機能の充実を図ります。
・ いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対処ができるよう、スクールカウンセラー等による校内教育相談体制の整備に努めます。同時に、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
・ 児童・生徒の実態に応じた適切な支援を行うことができるよう教職員の資質向上に努めます。

（4）家庭や地域社会での青少年健全育成

・ 情報モラル教育の実施により、児童生徒の「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を育成します。
・ 地域・家庭・学校が一体となって、青少年の健全育成をめざした働きかけ等を推進します。

（３）女性

現状と課題

昭和50年（1975年）の「国際婦人年」を契機に、女性問題への社会的認識が深まりました。その後、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定され、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が批准、昭和61年（1986年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行される等、法整備が進められました。

さらに、平成７年（1995年）の第４回世界女性会議で採択された「北京宣言」において、「女性の権利は人権である」と明記され、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これにより、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が国の重要課題とされ、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。

また、女性に対する暴力の増加を受け、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が施行され、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）が施行されました。さらに、令和６年（2024年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。

本市では、平成７年（1995年）に「和泉市女性行動計画（オアシスプラン）」を策定し、その後平成17年（2005年）に「第２期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」を策定、平成19年（2007年）には「和泉市男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに平成27年（2015年）には「第３期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」および「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（ＤＶ防止基本計画）」を策定し、「個人の尊厳を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現」を基本理念として継承しながら、男女共同参画社会の実現及びＤＶの防止や被害者の保護・支援に向けた取組を推進してきました。

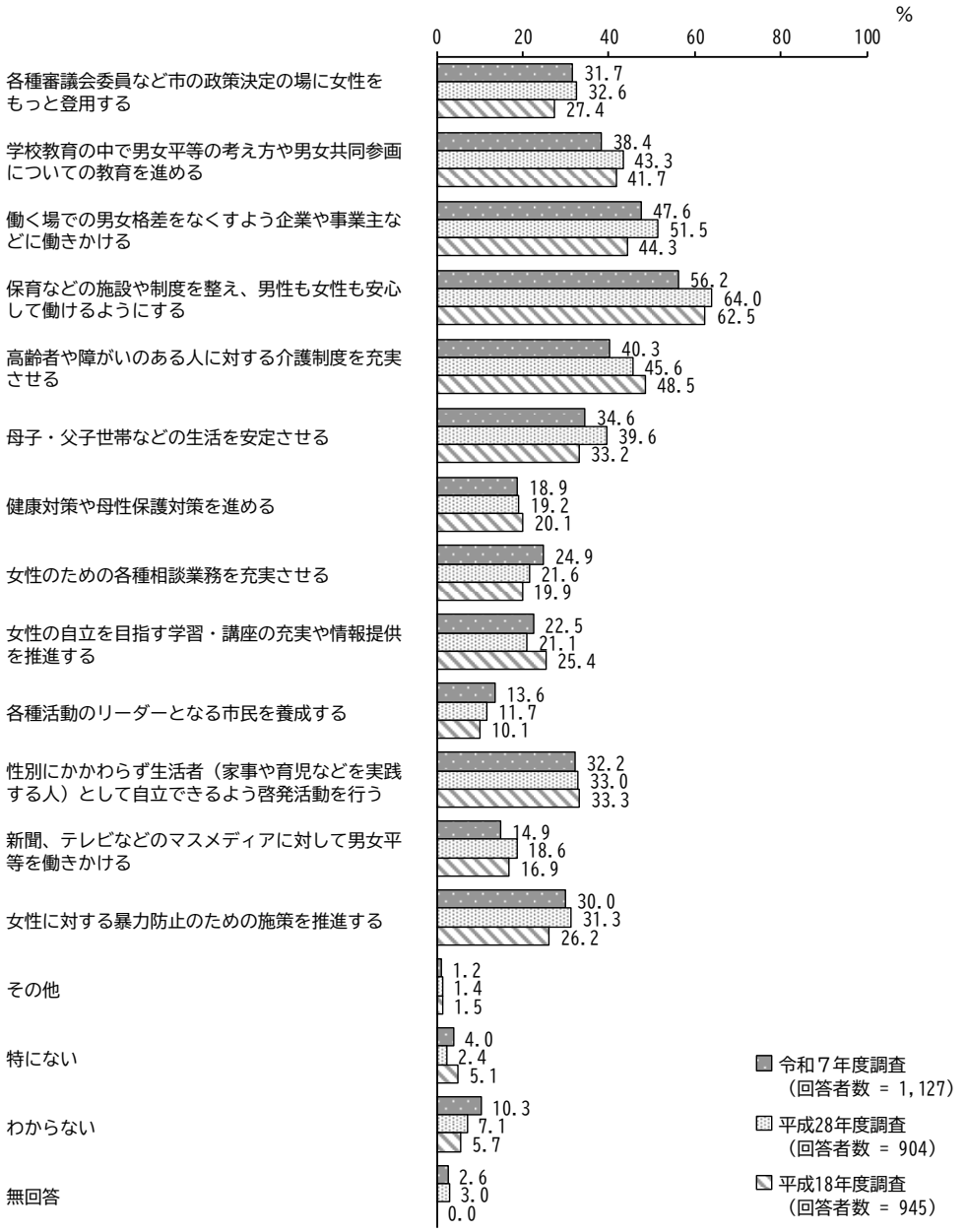
市民アンケート調査の結果では、女性の人権を守るために必要なことについて、「保育等の施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにする」の割合が56.2%と最も高くなっており、次いで「働く場での男女格差をなくすよう企業や事業主等に働きかける」の割合が47.6%となっています。また、「高齢者や障がいのある人に対する介護制度を充実させる」の割合が40.3%となっており、平成28年（2016年）調査と比較すると「保育等の施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにする」の割合が減少しています。

また、女性の人権を守るために必要なことについて、「保育等の施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにする」の割合が56.2%と最も高くなっており、「女性に対する暴力防止のための施策を推進する」の割合が30.0%となっています。

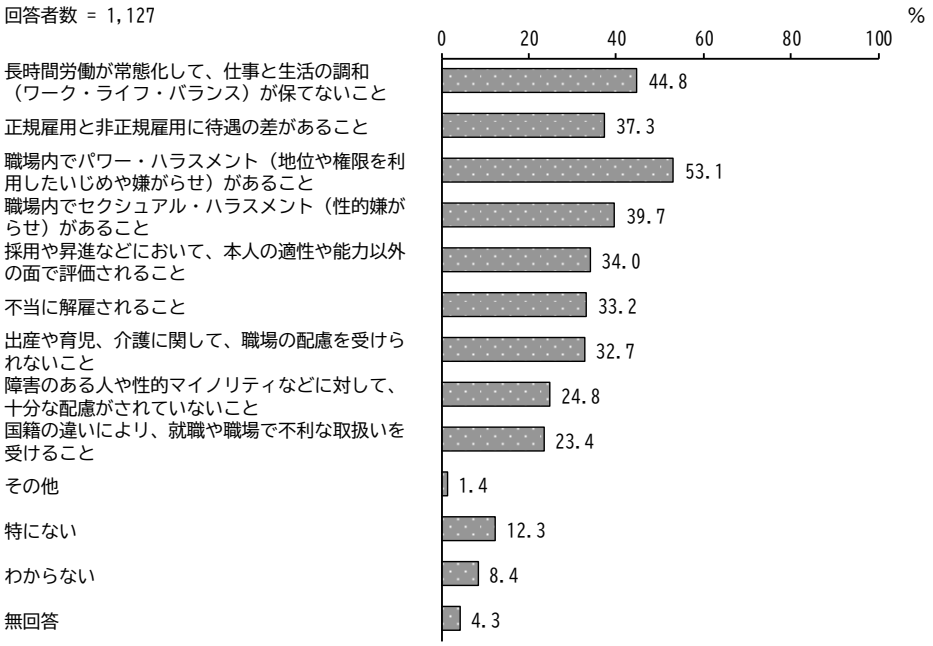
女性の人権問題については、依然として家庭や職場における固定的な性別役割分担意識が存在し、性別にかかわらず働きやすい環境づくりが不十分であることから、ジェンダーに基づく偏見や制度・慣行を見直し、働く場での性別による格差をなくすよう働きかける必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現ができる長時間労働の是正や有給休暇の取得促進に加え、男女ともに育児・介護休業制度を利用しやすく、柔軟に働ける職場環境づくりが求められています。そして現在、職場でのセクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力等の問題が見られることから、関係各課と連携し、安心して相談できる窓口の周知や情報提供を通じた支援体制の充実を図る必要があります。

調査結果

女性の人権を守るために必要なこと



職場における人権上の問題について、特に問題となっていること



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（１）　性別にかかわらず誰もが働きやすい環境の整備

- 依然として存在する家庭や職場における固定的な性別役割分担意識を解消するため、「ビジネスと人権」の視点を取り入れ、働く場での性別による格差をなくすよう企業や事業主等に働きかけるとともに、女性の管理職への登用等、女性のエンパワーメントの拡大を進めます。
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止のため、情報提供・啓発を行うことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の履行確保を図ります。
- 市民に対して、ワーク・ライフ・バランス実現の必要性やその効果について、より一層の情報提供・啓発を行います。事業者に対しては、「共働き・共育て」の推進や、働きながら介護を担うワーキングケアラーの増加を見据え、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進に加え、男女ともに育児・介護休業制度を利用しやすく、柔軟に働ける職場環境づくりに向けた啓発を行います。

（２）　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

・ 男女共同参画社会の実現に向け、職場、地域等における「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」を解消し、性別に捉われない生き方や、社会への参画の必要性を促せるような意識啓発を進めます。
・ 家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に捉われない生き方や、社会への参画の必要性を促せるような意識啓発を進めます。
・ 女性であることに加え、障がい等の複数の属性が重なることで被害が深刻化する「複合差別」への認識を深め、立場の弱い人を孤立させない環境づくりを進めます。

（３）　ＤＶの防止と困難な問題を抱える女性への支援

・ 暴力被害者であるにも関わらず、暴力についての正しい知識を持っていないために被害が潜在化、深刻化するケースがあります。暴力を決して許さない社会風土の醸成に向けて、より一層の広報・啓発活動を充実させます。
・ 被害者に対する支援にあたっては、関係各課と連携し、安心して相談できる窓口の周知や情報提供を通じた支援体制の充実を図り、被害者の保護・自立の支援に努めます。
・ 「女性支援新法」を踏まえ、庁内各部署や大阪府、警察、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等の関係機関と密接に連携し、個別のニーズに応じた包括的な支援体制を構築します。さらに、性犯罪被害者等を含めた多様な相談者が安心して必要な支援を受けられるよう、相談窓口を周知します。

（４）ともに生きる社会環境の整備

・ 子育ては、性別にかかわらず誰もが担うという意識を広めます。また、仕事と子育ての両立の意識の醸成を図ります。
・ 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方に基づき、各種がん検診や予防接種の推進、健康相談及びメンタルヘルス支援の充実に努めます。

（４）高齢者

現状と課題

国連は、昭和57年（1982年）に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢者の人権と生活保障の観点から「高齢者問題国際行動計画」を採択しました。平成３年（1991年）の国連総会では、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の５原則を掲げた「高齢者のための国連原則」が採択され、各国に高齢社会対策への指針として組み入れることを求めました。さらに、平成４年（1992年）には「高齢化に関する宣言」が採択され、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とすることが決定されました。

国では、超高齢社会の到来を見据え、平成元年（1989年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）、平成６年（1994年）には「新ゴールドプラン」が策定されました。これらを通じて、介護が必要な高齢者が自立に必要なサービスを受けられる体制構築が進められました。さらに、平成11年（1999年）には「ゴールドプラン21」が策定され、21世紀の高齢社会において、健康で地域や家庭で役割を持ちながら尊厳を維持した生活を送れることをめざしています。

また、高齢化が進む中、寝たきりや認知症の高齢者の増加、介護期間の長期化、介護者の高齢化等の課題に対応するため、平成12年（2000年）４月に「介護保険法」に基づく「介護保険制度」が開始されました。また、制度の普及に伴い、家庭や施設で介護を受ける高齢者への虐待やネグレクトが増加したことを受け、平成18年（2006年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者の人権保護や養護者支援が進められています。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づいた「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスを含むさまざまな高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する等、高齢者の権利擁護のニーズの多様化も懸念されています。

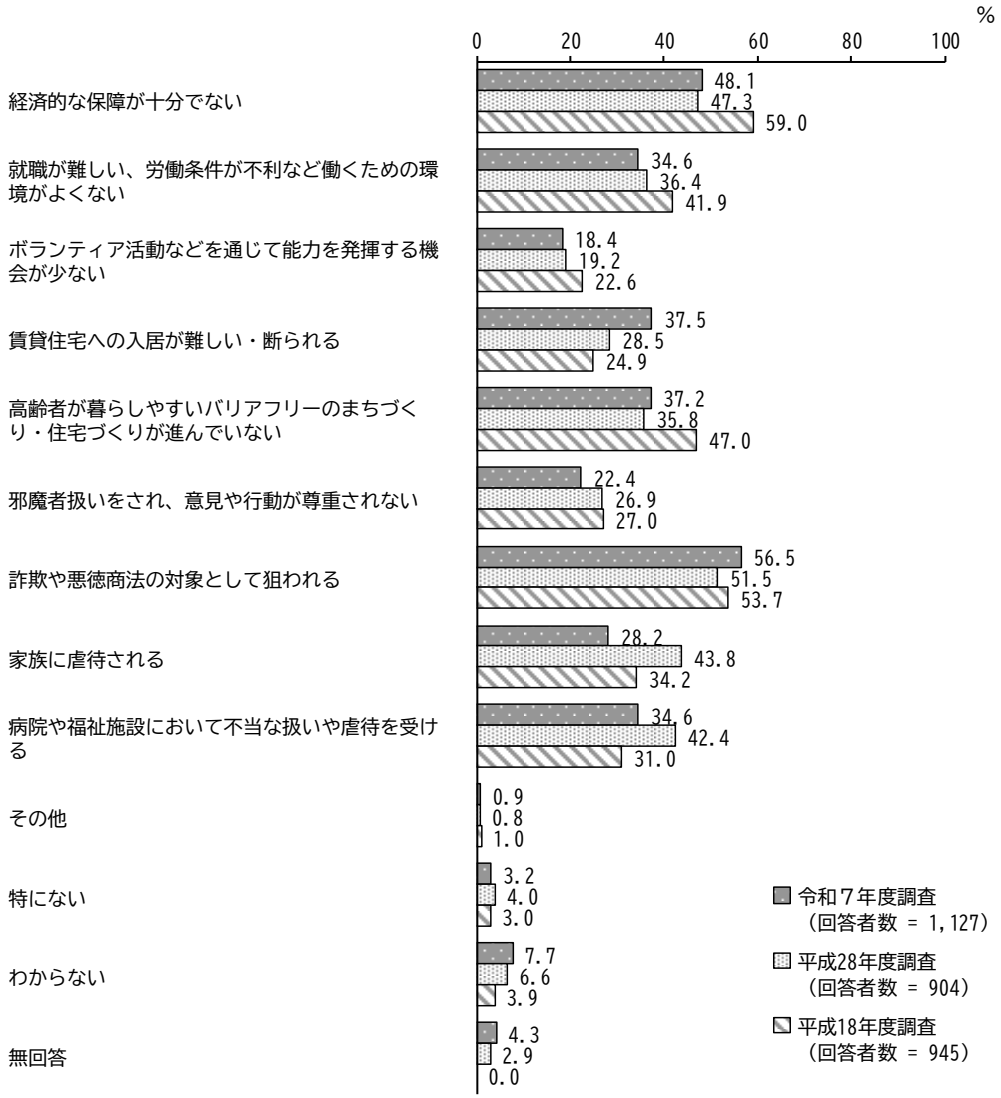
市民アンケート調査によると、高齢者に関する事柄で人権尊重の観点から見て問題があると思うことについて、「詐欺や悪徳商法の対象として狙われる」の割合が56.5%と最も高くなっており、次いで「経済的な保障が十分でない」の割合が48.1%、「賃貸住宅への入居が難しい・断られる」の割合が37.5%となっています。

また、高齢者の人権を守るために必要なことについて、「高齢者を狙った犯罪等の取り締まりを強化する」の割合が59.1%と最も高くなっており、次いで「高齢者が能力を発揮できるよう、就労や社会活動の機会を増やす」の割合が47.2%、「道路や建物の段差を解消する等、バリアフリーのまちづくり等を推進する」の割合が45.7%となっています。高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育等の取組を進めるとともに、高齢者を狙った犯罪等の取り締まり強化や、詐欺・悪徳商法防止に向けた相談窓口の設置等関係機関や地域住民、地域団体等との連携の強化・拡充を図る必要があります。

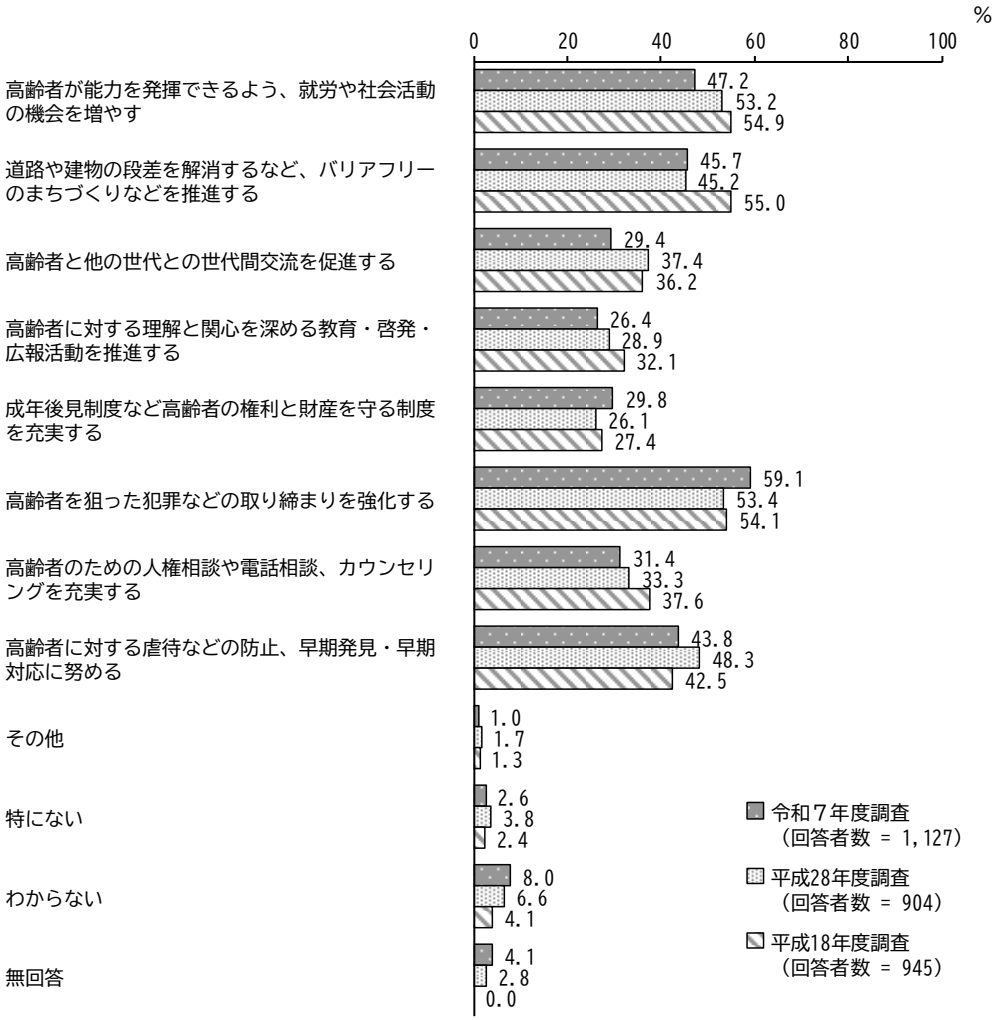
また、高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力を発揮できる就労や社会活動の機会を増やす等の取組を行い、高齢者の社会参加を推進する一方で、ひとり暮らし高齢者や認知症の方等に対しては、地域全体で見守り、関係機関とも連携することで適切な支援を講じる必要があります。

調査結果

高齢者に関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと



高齢者の人権を守るために必要なこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（1）　自立・生きがいづくりの支援

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識や経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、高齢者の自立と生きがいづくりの支援に努めます。
- 地域とのつながりや健康増進、生きがいを得ることができる機会を提供するため、高齢者の就労機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者の社会参加を支援して、生きがいづくりを推進します。

（2）　高齢者への虐待等への対応

- 民生委員、地域包括支援センター等の地域福祉コミュニティを中心に虐待を速やかに発見できる環境づくりに努めます。また、警察等の公共機関と連携をとり、迅速な虐待事例への対応に努めます。
- 警察、消費生活センターと連携を取りながら、出前講座等で悪質商法、振り込め詐欺等に対する注意喚起や啓発を行います。

（3）権利擁護体制の充実

- 高齢者虐待や悪質な訪問販売等による被害の防止、また認知症等により判断能力の低下した高齢者の権利擁護に努めます。
- 成年後見制度の利用促進や普及啓発を通じて、制度がより有効活用されるよう努めます。

（4）福祉・介護サービスの充実

- 地域包括支援センター等による高齢者の総合的な相談事業を推進し、何らかの支援を必要とする高齢者へ各種生活支援サービスの利用を支援します。
- 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう、適正なケアプランの作成に向け介護支援専門員の質の向上に向けた指導・助言に取り組みます。

（５）障がいのある人

現状と課題

昭和50年（1975年）の第30回国連総会で「障害者の権利に関する宣言」が採択され、第３条で障害者の基本的人権が明示されました。この宣言は、障がいの原因や状況に関係なく、同年齢の市民と同等の基本的権利を保障しています。この理念に基づき、国は障がい者の自立と社会参加を支援する施策の推進を図るため、「障害者基本法」を定めるとともに、「障害者基本計画」を策定し、具体的な取組を進めています。

国際的な動向としては、平成18年（2006年）に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。同条約は、障がいを理由とする差別の禁止、社会参加・包容の促進、条約の実施・監視枠組みの設置等を締約国に求めています。日本は、この条約の批准に際し、「障害者基本法」を改正して障がい者の定義を見直し、差別禁止を基本原則に明記しました。また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」等、関連する法整備も行われています。

さらに平成28年（2016年）４月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、令和６年（2024年）４月には事業者による社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供を義務化した「障害者差別解消法の改正法」が施行されました。国は同法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、施策の一体的な実施を進めるための指針を示しています。

本市では、令和３年（2021年）３月に策定した「第４次和泉市障がい者計画」等に基づき、すべてのライフステージにおける理解、交流、支援、社会参加等の施策の充実を図り、すべての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会（インクルージョン）」の実現をめざしています。

市民アンケート調査によると、障がいのある人に関する事柄で人権尊重の観点から見て問題があると思うことについて、「就職が難しい、労働条件が不利等働くための環境がよくない」の割合が52.6%と最も高くなっており、次いで「障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり・住宅づくりが進んでいない」の割合が41.6%、「経済的な保障が十分でない」の割合が39.1%となっています。

また、障がいのある人の人権を守るために必要なことについて、「道路や建物の段差を解消する等、バリアフリーのまちづくり等を推進する」の割合が47.9%と最も高くなっており、次いで「企業等に障がいのある人の就労を受け入れるよう啓発を推進する」の割合が47.0%、「障がいのある人本人の意思に基づいて生活できるよう支援する」の割合が42.2%となっています。

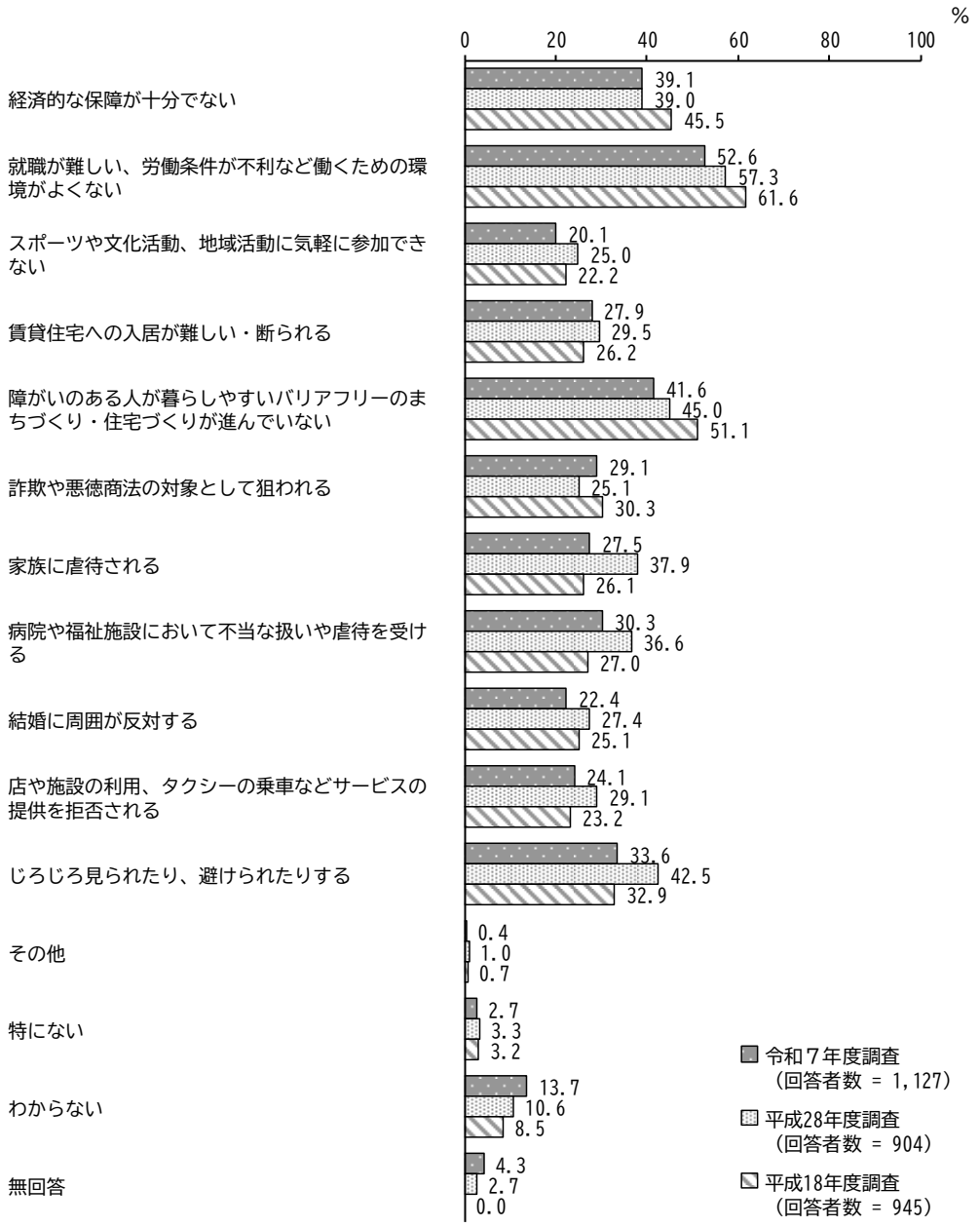
障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障がいのある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、本人の意思に基づいて生活できるよう支援するための施策の充実が必要となっています。障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、道路や建物の段差を解消する等バリアフリーのまちづくりといった

ハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、企業への啓発を通じた就労支援等が必要です。

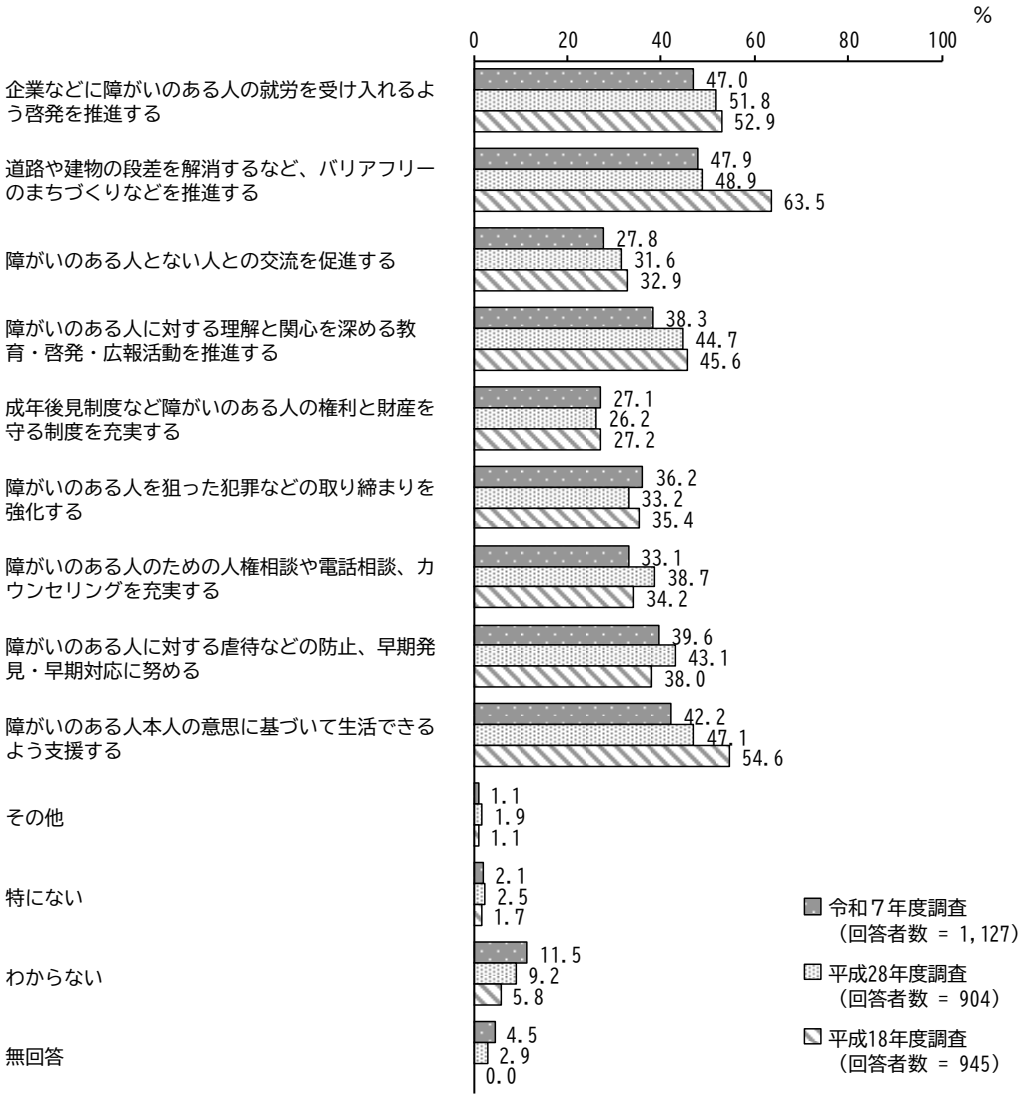
また、教育に関しても、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもがともに学ぶ中で、多様性を尊重しあえるよう、インクルーシブ教育を推進することが必要です。

調査結果

障がいのある人に関する事柄で、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと



障がいのある人の人権を守るために必要なこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（１）理解と交流の促進

- 市の広報紙やホームページ等に障がいについての理解や認識を深める情報を掲載することで、障がいに関する理解の普及・啓発を図ります。
- 地域における支え合いの体制づくりを推進し、各種研修等を通じ、マンパワーの育成とボランティア活動を推進します。
- インクルーシブ教育を推進し、幼少の頃から障がいの有無にかかわらずともに学び合う場面を設けることにより、児童生徒の福祉の心を育てるとともに、障がいのある人に対する正しい理解について、児童生徒を通じて、家庭や地域への浸透を促進します。

（２）雇用・就労の支援

- 就職が難しい、労働条件が不利等働く環境の課題を踏まえ、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら、企業側に障がいのある人の就労を受け入れるよう積極的な啓発を推進します。さらに個々の状況に合わせた就労定着のための支援を行います。
- 一般就労が困難な人に対しては、就労継続支援事業等の福祉的就労の利用促進を図り、経済的な安定に向けた支援を行います。

（３）社会参加の促進

- 障がいの有無に関わらず、誰でも気軽に楽しめるスポーツ（ニュースポーツ）イベントを開催し、参加の促進を図ります。また、障がいのある人が健康の保持増進を図るとともに、仲間との交流等を楽しむことができるように、関係機関と連携しスポーツ教室やイベント等の充実を図ります。
- 障がいのある人の社会参加のために必要となる移動手段の確保も重要であり、障がいのある人のニーズに合わせた外出支援サービスの提供を行います。

（４）福祉サービスの充実

- 障がいのある人が、自分の住む地域において、地域（社会）の一員として共に生活が送れるよう、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、本人の意思に基づいて生活できるよう支援するための各種サービスの充実に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス利用に関する相談やピアカウンセリング手法による生活相談等の充実を図ります。
- 成年後見制度の利用促進や普及啓発を通じて、制度がより有効活用されるよう努めます。

（６）外国人

現状と課題

近年、特定の民族や国籍の人々に対する排斥を扇動する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。ヘイトスピーチは、対象となる人々の尊厳を傷つけるとともに、差別意識を助長し、不安や嫌悪感を広げる行為であり、決して許されるものではありません。

国では、平成28年（2016年）６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を施行し、外国につながりのある人々への差別的言動の解消を進めています。しかし、インターネット上での差別的書き込みや動画公開等、悪質なヘイトスピーチが繰り返されており、問題は依然として残されています。

本市においては、様々な国籍の外国人が増加傾向にあり、外国人と接する機会が年々増え、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でない偏見や差別があり、日常生活を送る上で様々な問題が生じています。

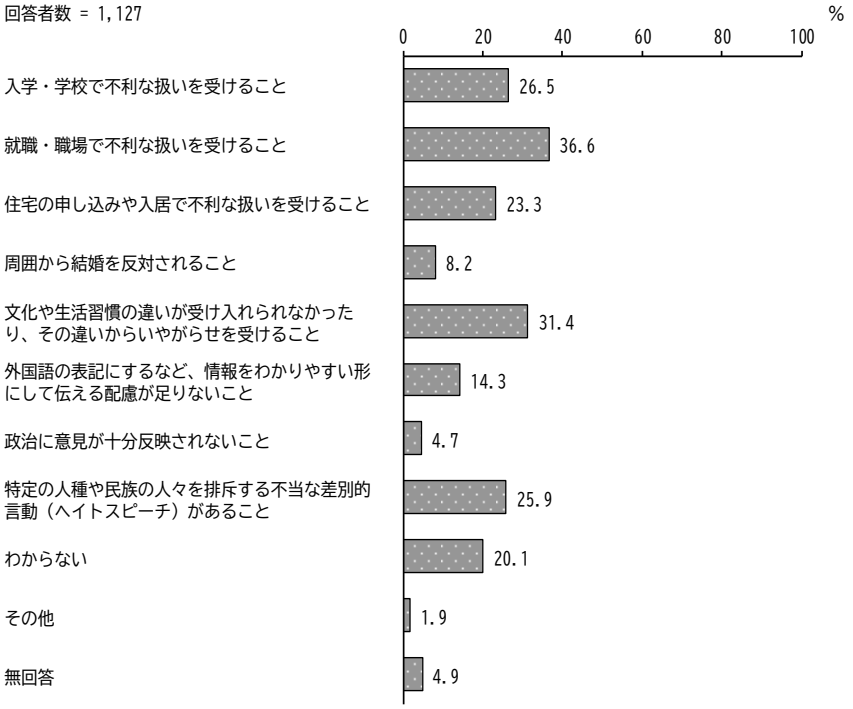
市民アンケート調査によると、日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思うことについて、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が36.6%と最も高くなっており、次いで「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」の割合が31.4%、「入学・学校で不利な扱いを受けること」の割合が26.5%となっています。

また、外国人の人権を守るために必要なことについて、「外国人市民と日本人の相互理解を促進するための交流機会を増やす」の割合が35.6%と最も高くなっており、次いで「国際理解に関する教育を充実する」の割合が34.7%、「外国人市民も地域社会を支える一員として、行政や地域活動へ参画できる体制をつくる」の割合が31.5%となっています。また、問題点として「特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」を挙げる割合も25.9%となっています。

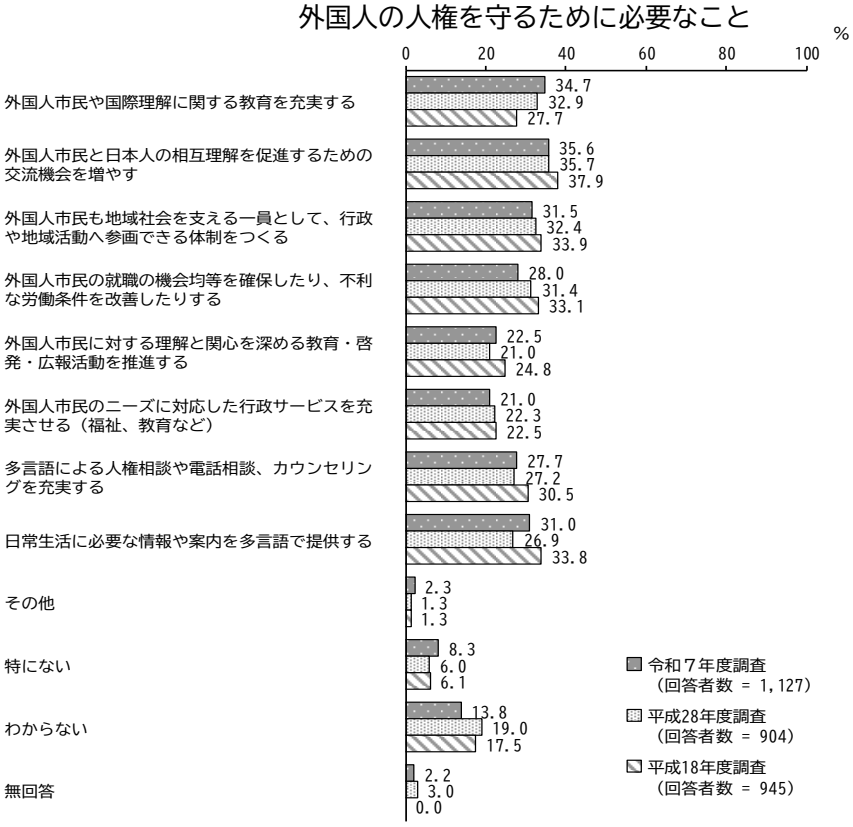
外国人市民が増加している中、外国人市民に対して生活に必要な情報の多言語提供を図るとともに、市民に対しても、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための啓発を推進していく必要があります。

調査結果

外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うこと



外国人の人権を守るために必要なこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（1）外国人市民が暮らしやすい環境づくりの推進

- 住宅や就労、保健、福祉、防災等、生活に必要な情報が外国人市民に届くよう、多言語で提供できる環境を整えるともに、相談機関を案内する仕組みづくりに努めます。また、児童生徒への日本語学習支援、外国人市民を対象とした日本語サロン・日本語ボランティア育成等を実施します。
- 人種や民族等を理由にした差別と偏見をなくし、多様性を認め合う社会の実現をめざして、人権意識を育むため啓発を行っていきます。

（2）本邦外出身者に対する不当な差別的言動

- ヘイトスピーチ等、特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（インターネット上におけるものを含む）の防止に向け、ヘイトスピーチはあってはならないことであるとの認識が市民に浸透するよう啓発を行っていきます。

（７）性的マイノリティ

現状と課題

性的マイノリティ（性的少数者）の当事者は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して理解が進んでいないこともあり、社会のさまざまな場面で偏見や差別に直面したり、そうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができない等の生きづらさを感じることがあります。

平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、国から性同一性障害等の児童・生徒への配慮等を求める通知がされています。

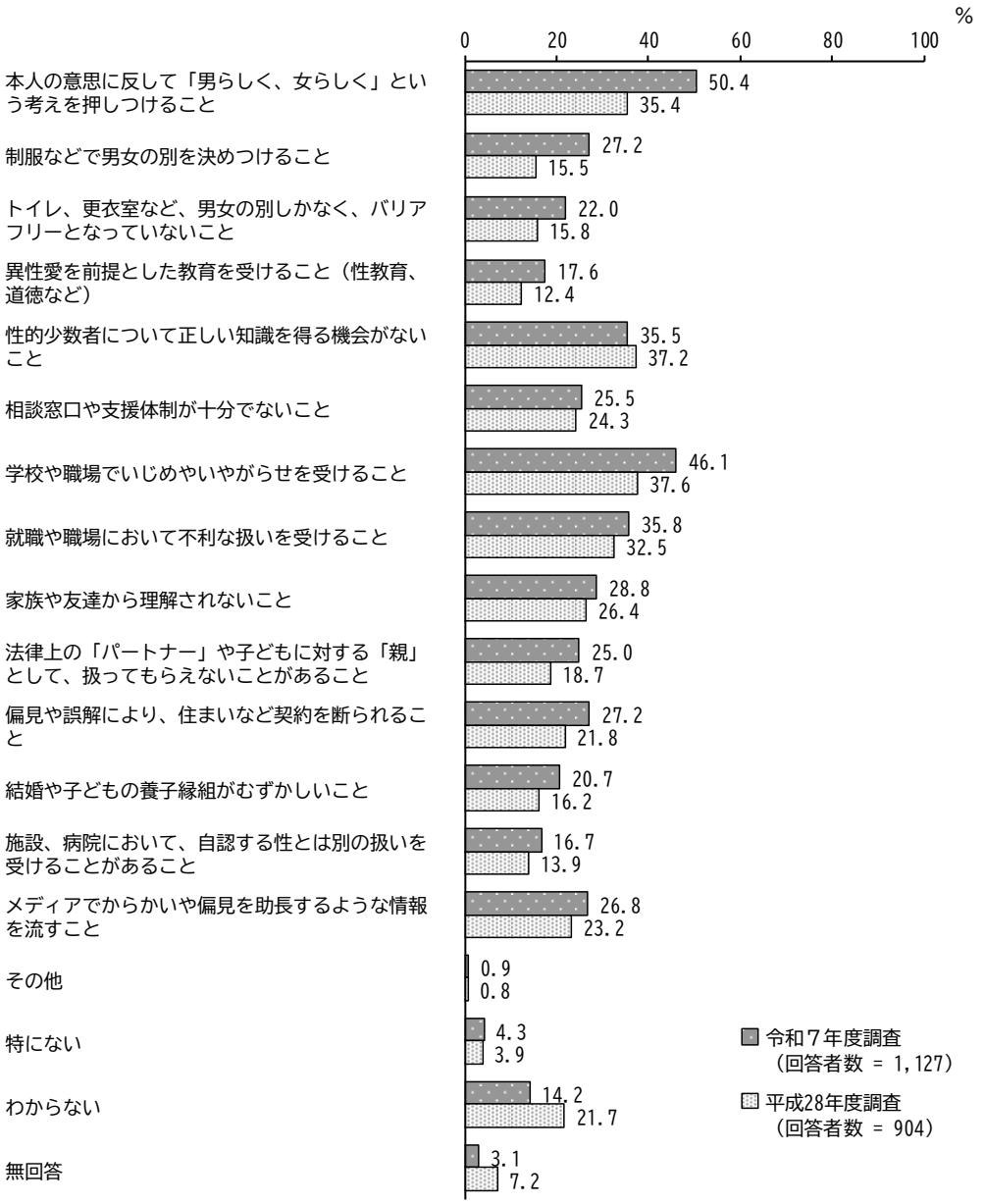
令和５年（2023年）６月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）」が施行され、国や地方公共団体、事業主等に対し、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、さまざまな理解の増進を推進する役割が定められています。

市民アンケート調査によると、性的マイノリティの人々に関する人権のことで、特に課題だと思われることについて、「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」の割合が50.4%と最も高くなっており、次いで「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」の割合が46.1%、「就職や職場において不利な扱いを受けること」の割合が35.8%となっています。また、平成28年度（2016年度）調査と比較すると、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」を除くおおむねの項目で選択する割合が高まっており、性的マイノリティの人権問題に関する市民の認識が高まっていると言えます。

性的マイノリティの人々に対する性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、人権課題としての意識が醸成されてきてはいますが、依然として学校や職場でのいじめや不利益な取扱いといった問題が存在し、差別意識も残っています。ＬＧＢＴをはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する正しい知識や理解を深めるための人権教育及び人権啓発の促進や、どんな性的指向・性自認（性同一性）の人でも暮らしやすい社会をめざしていくことが必要です。

調査結果

性的マイノリティの人々に関する人権のことで、あなたが特に課題だと思うこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

取組の方向性

（１）理解の促進と啓発の推進

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、学校、地域、家庭、職場等の様々な場を通じて、知識の着実な普及に努めます。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を解消することを目指して、市民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 市職員に対し、様々な研修の機会等を通じて知識を普及啓発します。

（８）様々な人権問題

＜アイヌの人々に対する偏見や差別＞

アイヌの人々は固有の言語や文化を持つ先住民族であり、平成９年（1997年）のアイヌ文化振興法を経て、令和元年（2019年）施行の「アイヌ施策推進法」により日本の先住民族と法的に明記され、誇りを持って生きられる社会の実現をめざした施策が推進されています。

アイヌの人々に関する問題については、市民のおよそ４分の１が「関心がない」と回答しています。平成28年度（2016年度）の過去調査と比較すると、「聞いたことがあるが内容まで知らない」の割合が増加し、「知らない」の割合は減少しているものの、依然として無関心層が一定数存在しています。

アイヌの人々の歴史、文化、伝統に関する知識の普及や理解を深めるための継続的な取組が求められます。

＜感染症に関連した偏見や差別＞

新規エイズ患者・ＨＩＶ感染者は減少傾向にあるものの、特に20代や30代の若年層で感染が拡大しており、感染経路に対する誤解からの差別が深刻な人権問題となっています。これを受け、世界保健機関（ＷＨＯ）は「世界エイズデー」を制定し、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進しています。ハンセン病については、過去の隔離政策により患者の人権が著しく侵害されてきました。平成13年（2001年）の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」以降、名誉回復や支援が進められ、平成21年（2009年）施行の「ハンセン病問題基本法」では国や地方公共団体の責務を明確化し、令和元年（2019年）には家族への補償金の支給を定めています。また、肝炎については平成22年（2010年）施行の「肝炎対策基本法」等に基づき啓発活動が充実されています。新型コロナウイルス等の新興感染症においては、感染者や医療従事者への誹謗中傷が深刻化し、令和３年（2021年）施行の特別措置法改正や令和６年（2024年）の政府行動計画見直しにより、偏見を防ぎ基本的人権を尊重する社会の実現が掲げられています。

感染症患者等の人権問題については、「ＨＩＶ（エイズウィルス）感染者とは一緒に食事や入浴をしない」「ハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」「新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受け入れ等を断る」といった行為を「問題があると思う」とする割合が大阪府の調査結果と比較して低くなっており、特にハンセン病回復者に関する設問では「何とも言えない」の割合が高くなっています。誤った情報による偏見や差別をなくすために、様々な媒体による正しい理解や知識の普及・啓発活動が強く求められています。

＜刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別＞

刑を終えて出所した人や保護観察中の人については、社会復帰を支援するために国が平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成29年（2017年）に「再犯防止推進計画」を策定、その後令和５年（2023年）には「第２次再犯防止推進計画」を策定して総合的な施策を推進しています。本市でも「和泉市再犯防止計画」を令和６年（2024年）に策定し、施策の方向性や具体的な取組について定めています。また、犯罪被害者やその家族等の人権問題に関しても、突然平穏な生活を奪われるだけでなく、周囲のうわさや過剰な報道による二次被害に苦しむケースが多くみられます。これに対処するため、平成17年（2005年）施行の「犯罪被害者等基本法」等に基づき、プライバシー保護や各種支援体制の充実が図られています。

刑を終えて出所した人や犯罪被害者等については、人権問題としての認知度はおおむね高まっているものの、依然として社会復帰の妨げや二次被害への懸念が存在します。犯罪被害者等のプライバシー保護を基本とした支援や相談体制の充実を図るとともに、偏見をなくし人権を尊重する意識を醸成することが重要です。

＜犯罪被害者やその家族の人権問題＞

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職等による経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷等の過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感等、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる等の問題があります。

国においては、平成17年（2005年）に、犯罪被害者やその家族・遺族の権利利益の保護と支援を総合的かつ計画的に推進するための「犯罪被害者等基本法」の施行と、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定され、被害者等の尊厳の保持と社会復帰の促進を図るための施策が本格的に始まりました。

その後も、社会情勢の変化や被害者支援の実情を踏まえ、計画の見直しが行われており、令和３年（2021年）には「第５次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この計画では、心のケアや経済的支援の充実、刑事手続への関与の拡充、二次的被害の防止、特に配慮を要する被害者への支援強化等が重点的に掲げられ、犯罪被害者等の人権がより一層尊重される社会の実現をめざした取組が進められています。

犯罪被害者及びその家族に関する問題について、人権問題としての認知度は過去の調査から高まっています。また、具体的な事象として「痴漢の被害者に『あなたにも問題があったのではないか』と言う」といった行為に対し、「問題があると思う」とする割合が平成28年度（2016年度）調査と比較して増加しており、被害者への配慮や人権意識の向上が見られます。一方で、大阪府の調査結果と比較すると「問題があると思う」割合が低くなっており、被害者に責任を転嫁するような無理解や偏見、二次被害への懸念が依然として存在しています。

犯罪被害者及びその家族と犯罪被害者等の心身の負担軽減と早期回復を図るため、大阪府、大阪府警察、早期援助団体とともに総合的な支援を一体となって実施するとともに、犯罪被害者等に対して必要な支援を行います。

＜北朝鮮当局による人権侵害問題＞

朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害であり、平成18年（2006年）施行の関連法に基づき、毎年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に啓発活動が展開されています。

北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題については、「内容まで知っている」の割合が高くなっており、市民の認知度が高まっていることがうかがえます。平成28年度（2016年度）調査と比較しても、「聞いたことがあるが内容まで知らない」の割合が減少しており、市民の関心は着実に定着してきていると言えます。

＜ホームレスに対する偏見や差別＞

ホームレスの人に関する問題に対しては、平成14年（2002年）制定のホームレス自立支援法に基づき、自立支援や人権擁護の啓発が行われています。

ホームレスの人に関する問題についても、アイヌの人々と同様に市民のおよそ４分の１が「関心がない」と回答しており、関心の低さが課題となっています。また、具体的な行動を尋ねる設問において、「公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る」という行為に対し、“問題があると思わない”とする割合は、大阪府の調査結果と比較すると低くなっているものの、依然として偏見や差別意識が存在している可能性があるため、その解消に向けた啓発が必要です。

＜人身取引＞

人身取引も深刻な問題であり、国は令和３年（2021年）策定の「人身取引対策行動計画2021」等に基づき総合的な対策を進めています。

人身取引（性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題についても、平成28年度（2016年度）調査と比較して「関心がある」の割合が増加しています。また、「聞いたことがあるが内容まで知らない」の割合が増加し、「知らない」の割合が減少していることから、市民の認知度や関心が高まってきている現状がみられます。

＜震災等の災害に起因する偏見や差別＞

災害に伴う人権問題に対しては、過去の震災において避難先での風評被害や差別、避難所でのプライバシー問題が顕在化しました。これを受け、法務省が「災害時における人権擁護活動実施要領」を策定し、人権相談や啓発活動を実施する体制を整備しています。内閣府は「災害ケースマネジメント」を導入し、災害対策基本法や災害救助法に基づき、避難所でのプライバシー確保や要配慮者への個別支援等、すべての人の人権を尊重した災害対応を進めています。

災害が起きた場合の人権上の問題については、「避難生活でプライバシーが守られないこと」の割合が69.5%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスや、それに伴ういさかいが生じること」が68.2%、「要配慮者（障がいのある人や高齢者、乳幼児等）に対して、十分な配慮が行き届かないこと」が56.3%となっています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、平常時から要配慮者の支援やプライバシー確保を考慮した防災・復興の取組を進め、新たな人権問題の発生を防ぐことが必要です。

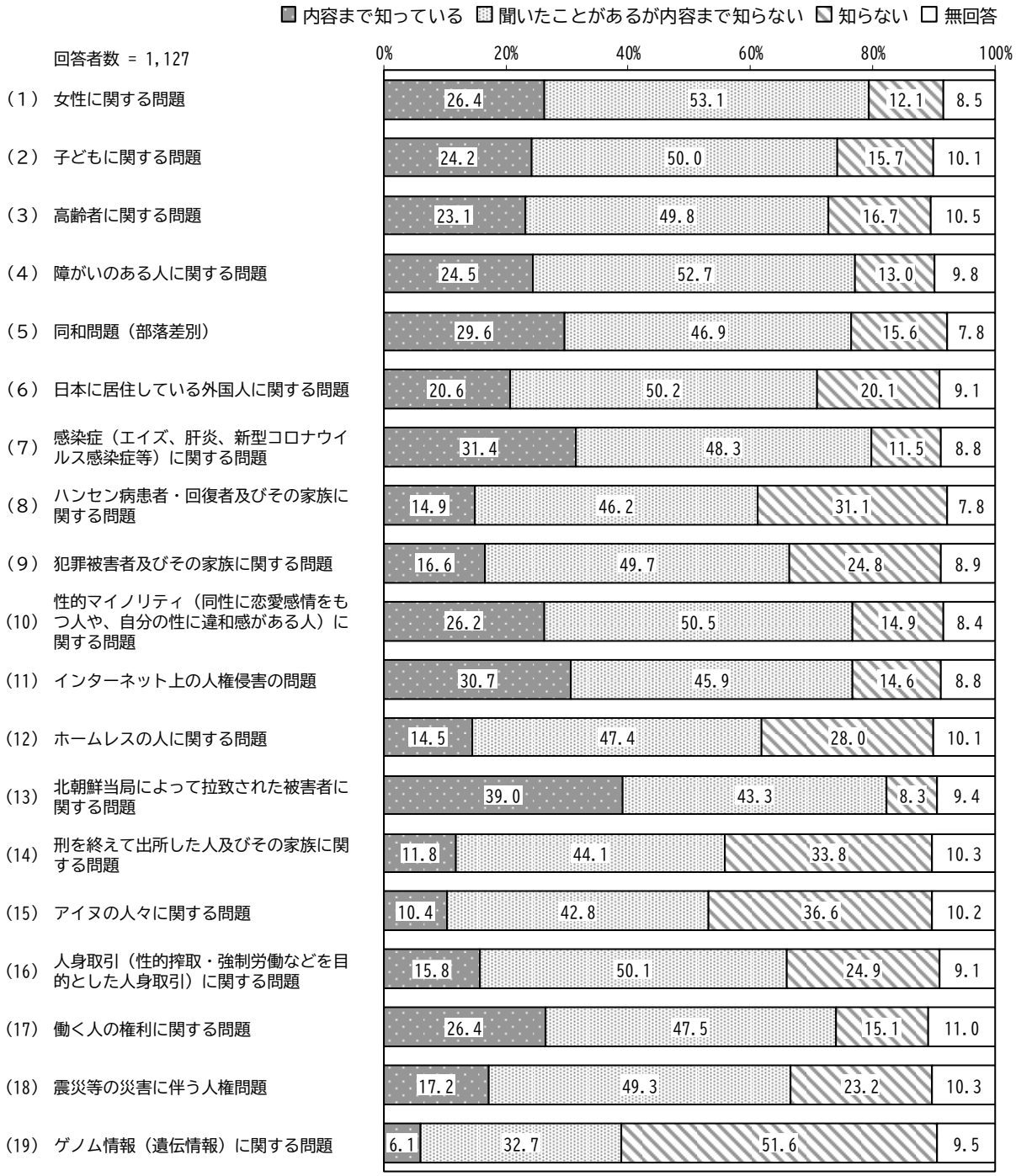
＜職場における人権問題＞

職場におけるハラスメントについては、働く人々の尊厳を傷つけ、就業環境の悪化をもたらす要因となっています。令和元年（2019年）に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、パワーハラスメント防止のための措置が義務づけられました。「人権教育・啓発に関する基本計画」（令和４年（2022年）改定）においても、職場の人権課題が重点項目として位置づけられています。

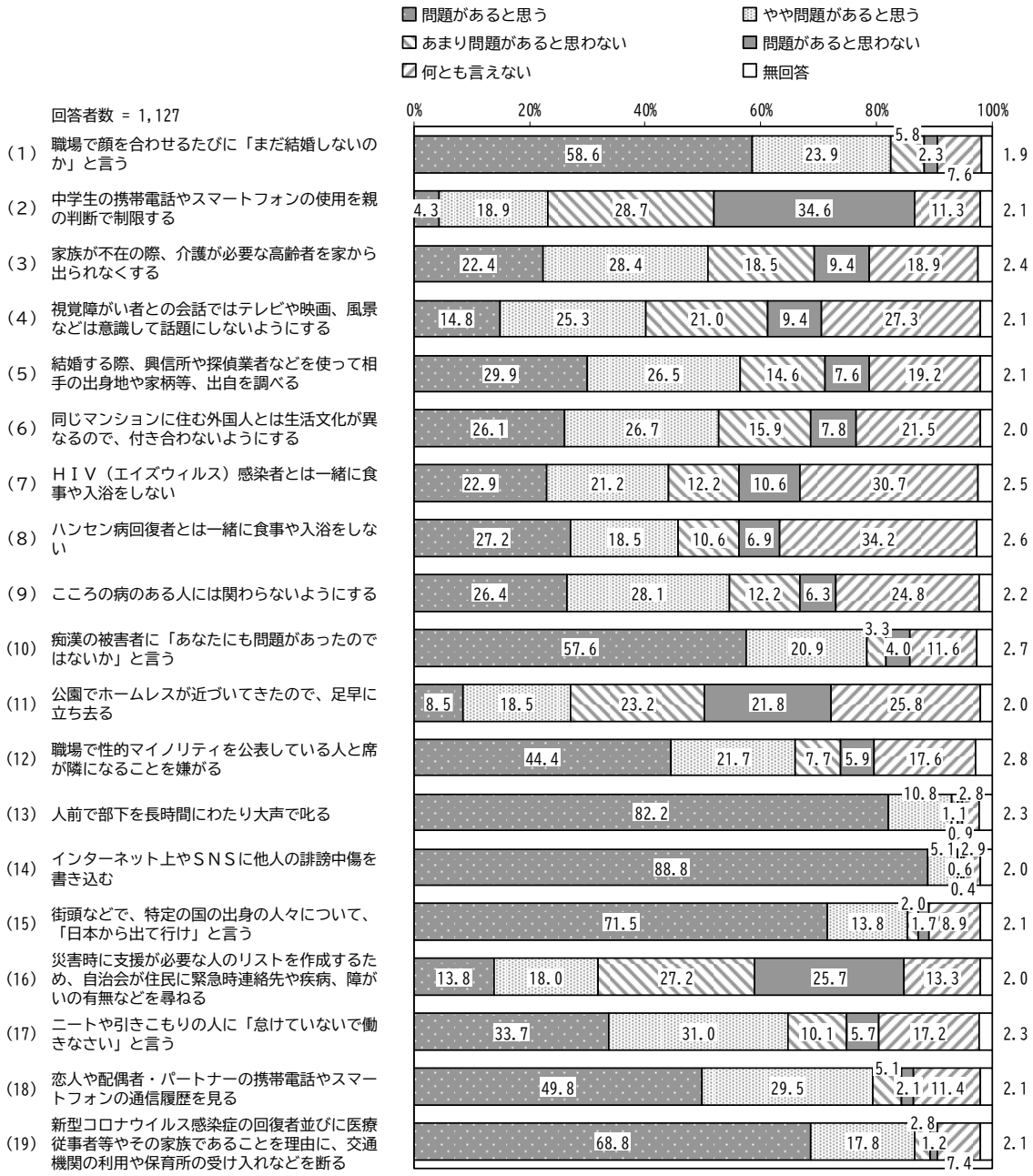
職場における人権上の問題については、「職場内でパワー・ハラスメント（地位や権限を利用したいじめや嫌がらせ）があること」の割合が53.1%と最も高く、次いで「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」が44.8%、「職場内でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）があること」が39.7%となっています。これらハラスメントや差別をなくし、長時間労働を是正するための職場環境の改善と、相談・支援体制の充実が急務です。

調査結果

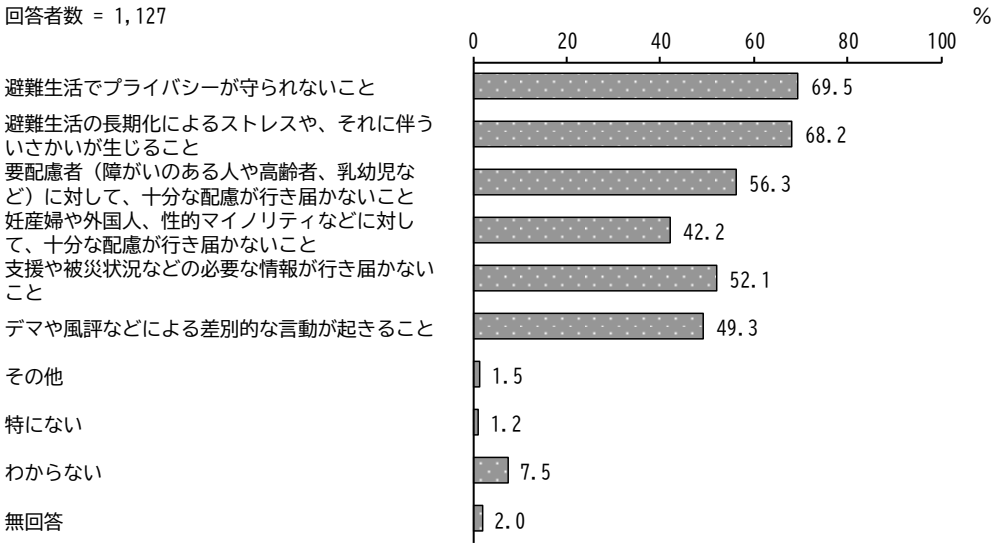
人権にかかわるさまざまな問題の認知度



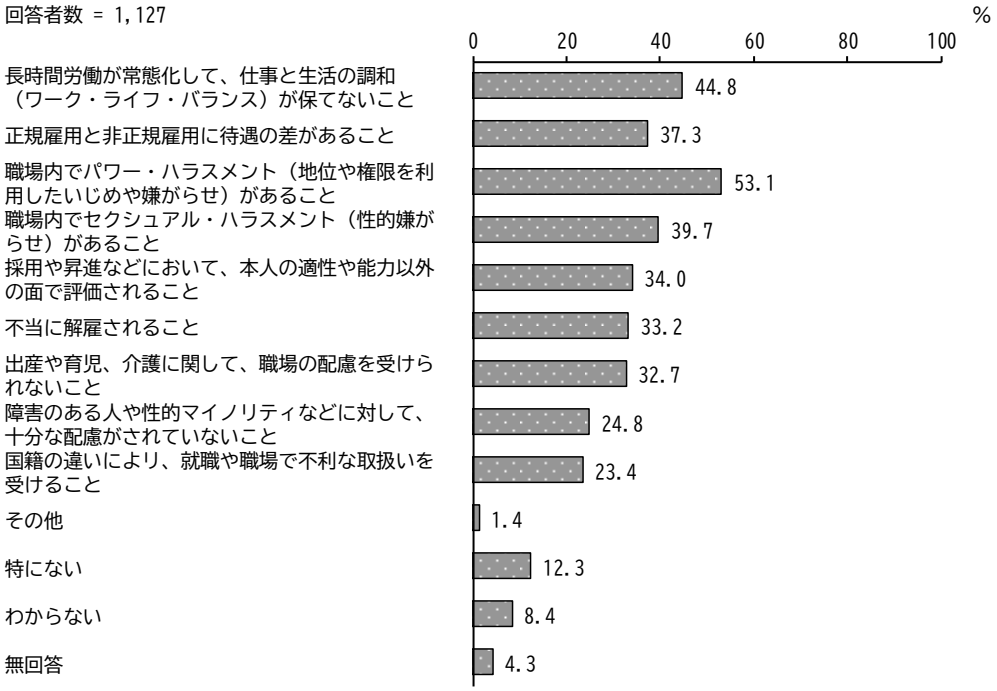
人権上、問題があると思うこと



地震や台風等の災害が起きた場合に、人権上、問題となること



職場における人権上の問題について、問題となっていると思うこと



資料：和泉市人権問題に関する市民アンケート調査（令和７年度）

第5章 推進体制

1 庁内推進体制

（１）和泉市人権擁護施策推進本部による推進

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長として各部長職員で構成される人権擁護施策の推進機関として、関係部局間の総合調整を行い、人権意識の高揚及び人権擁護施策を総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、推進本部に設置される幹事会及び専門部会、各課に配置されている人権職場推進員によって、庁内における人権施策を具体的に推進します。

（２）職員研修

本市が人権施策を推進するにあたっては、職員一人ひとりが人権尊重の視点のもとに行動することが求められることから、職員研修の充実を図ります。

2 推進状況の点検・評価（行動計画）

本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年度、人権施策を点検・評価・検証します。また、施策の推進状況・実施状況を公表します。

3 和泉市人権擁護審議会による調査・審議

和泉市人権擁護に関する条例第８条に基づき、和泉市人権擁護審議会を設置しています。

市長の諮問に応じて、人権擁護に関する重要事項について、調査・審議し、また、施策の推進状況・実施状況を評価し、効果的な推進を図ります。

4 関係団体との連携

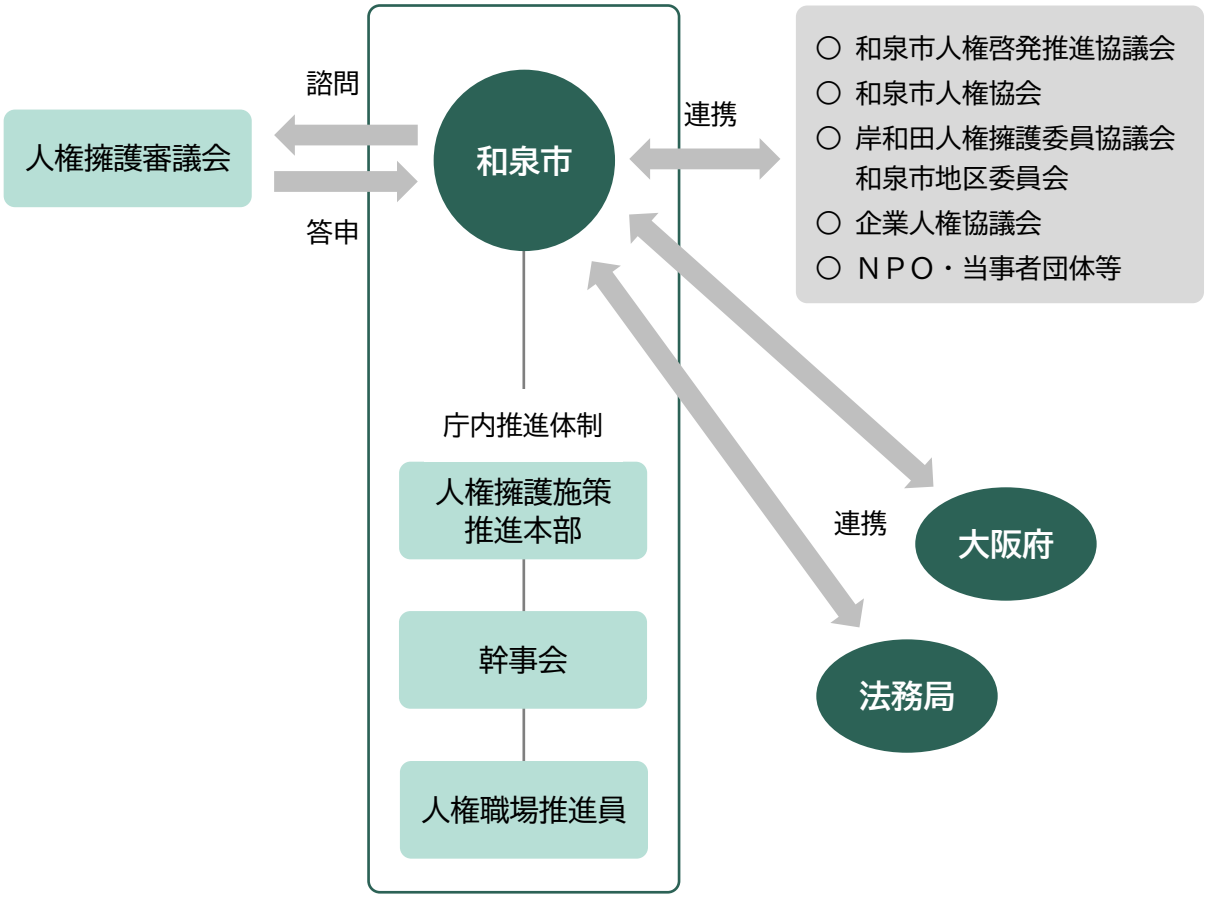
人権教育や人権啓発をはじめ人権侵害の防止、人権擁護等が広範かつ効果的に展開されるよう、和泉市人権啓発推進協議会をはじめ地域の各種団体やＮＰＯ、当事者団体、企業、市民の学習グループ等との連携、協力を推進します。

また、さまざまな人権課題に対応し、人権教育や人権啓発、人権相談等を適切かつ効果的に行うため、国や府、近隣自治体の関係機関との連携を図ります。

5 市民意識調査

本計画に基づく施策を適切に推進していくためには、その実態を把握することが必要です。実態を把握するため、アンケート調査等を実施し、市民意識や人権を取り巻く状況把握に努めます。

推進体制体系図



資料編

1 数値目標の一覧

項目	現状値	目標値
人権や文化が尊重されるまちづくりが進んでいると思う市民の割合【第６次総合計画より】	28.5%	42.2%
「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」と思う市民の割合	60.6%	70.0%
こどもの人権に関する内容を含む人権教育推進計画を作成し、それに基づき教育活動を推進した学校数	全校実施	全校実施
職場で人権侵害と思われる言動を見聞きした人の割合	50.0%	25.0%

2 用語解説

3 関連法令等

（１）世界人権宣言

（２）日本国憲法（抄）

（３）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（４）部落差別の解消の推進に関する法律

（５）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消推進法）

（６）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消推進法）

4 和泉市人権擁護に関する条例

5 和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

6 和泉市人権擁護審議会規則

7 和泉市人権擁護施策推進本部設置要綱

8 和泉市人権擁護審議会委員名簿

9 計画策定経過